高知県告示第136号

髙和果公報

発 高 知 県 高 知 市 丸 2 0 号 **発 行 日** 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

H V			
告 示			ページ
○生活保護法及び中国	残留邦人等の円滑		
な帰国の促進及び永	住帰国後の自立の		
支援に関する法律に	よる介護機関の指		
定		(福祉指導課)	1
○大規模小売店舗に関	する新設の届出	(経営支援課)	1
○保安林の指定施業要	件の変更予定に係		
る通知の掲示 (2件	2)	(治山林道課)	1
○土地収用法に基づく	事業の認定	(用地対策課)	2
◎告示(高知県屋外広	告物条例による区		
域及び市町村の指定) の一部改正	(都市計画課)	3
公 告			
○土地改良区の役員の	就退任	(農業基盤課)	4
○都市計画の変更の図	書の縦覧	(都市計画課)	4
高知県公安委員会告示			
○警備員指導教育責任	者講習の実施		4
高知県選挙管理委員会告	示		
◎条例の制定又は改身	その請求及び県の事	事務の執行に関	3
し、監査の請求をす	る場合の選挙権を	有する者の総数	Ź
の50分の1の数		〈3・6掲示〉	5
◎高知県議会の解散の	請求及び知事等の	解職の請求をす	-
る場合の選挙権を有	する者の必要な数	\(\mu \)	5
◎高知県議会議員の解	職の請求をする場	合の各選挙区に	_
おける選挙権を有す	る者の総数の3分	の1の数	
		\(\mathref{I} \mathref{I} \)	5
高知県海区漁業調整委員	会指示		
○浦ノ内湾におけるあ	さりの採捕に係る	指示	5
監査公表			
○財政的援助団体等の	監査の執行結果		6
○監査の結果に関する	報告に基づく措置	結果	12
○定期監査の執行結果	(高知東工業高等	学校ほか)	16
○行政監査の執行結果			19
告	示		

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成25年3月15日

高知県知事 尾﨑 正直

指定年月日	事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地 並びにサービスの種類
平成25年 2 月13日	医療法人みずほ会 須崎市多ノ郷甲5748 番地 1	デイサービスケアビレッ ジとさ 土佐市蓮池1231番 2 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第137号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成25年3月15日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

(2) 届出者の住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス土佐蓮池店

土佐市蓮池1163番地ほか

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正 晃	福岡県福岡市博 多区博多駅東二 丁目10番1号 第一福岡ビルS 館4階

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年10月29日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,029平方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数

89台

- イ 駐輪場の収容台数 20台
- ウ 荷さばき施設の面積
- 50.0平方メートル エ 廃棄物等の保管施設の容
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 13.5立方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び 閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 - 3 第正
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間 帯

24時間

2 届出年月日

平成25年2月28日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

土佐市産業経済課

- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第138号

平成24年8月高知県告示第528号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年3月15日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀川町用居甲1954番地

イ 氏名

奥田 光子

(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村広瀬23番屋敷

イ 氏名

田向 銕

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月農林水産省告示 第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限 る。)で定めるところによる。

平成9年12月農林水産省告示第1752号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第139号

平成24年8月高知県告示第532号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を土佐清水市役所及び関 係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成25年3月15日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町中ノ川
 - イ 氏名

伊吹 秀実

(2)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町中ノ川86番地

イ 氏名

宮本 金之助

(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町土居150番屋敷

イ 氏名

小野 竹馬

(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村高瀬516番地

イ 氏名

掛水 敏興

(5)ア 登記簿記載の住所

高岡郡別府村高瀬476番地

イ 氏名

西森 官長

(6)ア 登記簿記載の住所

土佐清水市三崎3706番地2

イ 氏名

坂本 雅代

(7)ア 登記簿記載の住所

十佐清水市三崎3706番地2

イ 氏名

坂本 充

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月農林水産省告示 第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限 る。)で定めるところによる。

平成10年9月農林水産省告示第1376号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第140号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成25年3月15日

高知県知事 尾﨑 正直

1 起業者の名称

日高村

2 事業の種類

さんさん市大規模改修事業

- 3 起業地
- (1) 収用の部分

高岡郡日高村本郷字松ノ前地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

平成25年1月15日に日高村から申請があったさんさん市大規 模改修事業(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の 理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について 本件事業は、日高村が、本郷多目的集会所に併設する地 場農産物の直販所であるさんさん市を、地域資源の有効活 用による地域活性化を図るための拠点施設として整備する 事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地 方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、 市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

日高村は、平成23年3月に策定した「第五次日高村総合振興計画」で、日高村発展のための主要課題である「新たな活力と交流の創出」に向けた取組として、農林業、商工業、観光及び交流の振興を図ることができる拠点施設の整備及び確保を掲げており、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

日高村は、本県のほぼ中央部に位置し、北に妙見山、南に大堂山を有し、これらの山地に囲まれた盆地状の地形をなしており、東西10.0キロメートル、南北9.2キロメートル及び総面積44.88平方キロメートルと近く、同村の中央部には、JR土讃線及び国道33号が東西に走っており、高知自動車道伊野IC及び土佐ICへのアクセスに恵まれているほか、現在、国道33号高知西バイパスの整備も進められており、交通アクセスの向上が期待されている。また、土佐湾沖の黒潮の影響で、年間平均気温は、16度前後と比較的温暖であるが、盆地状の地形のため昼夜の温度差が大きく、年間降水量も多いことから、農業を基幹産業として発展してきた村である。

現在、恵まれた気候を生かし、野菜、果物、米等多様な農産物が生産されており、特にトマトは、高糖度トマト「シュガートマト」として本県一の産地を形成しているほか、茶についても、西日本最大級の茶園の霧山茶は、日高村を代表する特産品となっている。これらの農産物を生かした加工特産品づくりも進められており、現施設で定期的に各種イベントを開催する等、地域農産物のPR及び施設利用者と地域住民との交流が行われている。また、四国一の水質を誇る清流仁淀川の下流域に位置していることによる多様な水生生物が生息する等の優れた自然環境及び有形・無形の貴重な文化遺産等の特色のある多様な地域資源が観光情報として活用されている。

このような状況の中、日高村の基幹産業である農業は、中小零細農家及び副業的農家が多数を占めているため、少子高齢化の急速な進行による従事者の高齢化、後

斑

継者不足、農家数の減少及び耕作放棄地の増加といった 問題が深刻化している。また、産業及び経済の低迷によ り村の活力の衰退が懸念されていることから、日高村 は、「第五次日高村総合振興計画」において、基幹産業 である農業及び地域資源を生かした観光並びに交流を柱 とした活力のある村を創造するため、拠点施設を整備 し、地域産業の振興を図ることとしている。

本件事業の施行により、農産物直販所の売場面積が広 くなることで、農産物販売の拡充が図られ、売上げの増 進に寄与することとなり、また、新たに地場料理等を提 供する飲食スペース、観光案内所、車椅子の障害者等も 利用可能なトイレ、観光バス用駐車場等が整備されるこ とで、国道33号を利用するドライバー等の休憩場所及び 地域情報等の提供場所となり、来訪者の増加による経済 効果及び地産地消の促進、更に交流人口の増加による村 全体への様々な波及効果を創出することとなり、産業の 活性化等地域振興にも貢献することができるものであ る。

また、従来から地域住民のコミュニティ活動及び地域 内外の交流の拠点として集会等で活用されている多目的 集会所の機能が充実されることとなるものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共 の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

日高村の調査によると、起業地内には、高知県レッド リストに「準絶滅危惧」として指定されている植物 1 種 の生息の可能性があるとのことで、生育を確認した際に は、同村内の植物研究家の指導に基づき移植等の適切な 措置を講ずることで、種の保存対策を取ることとしてい る。一方、起業地内には、文化財保護法(昭和25年法律 214号) に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在し ないことを確認している。

また、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第 81号) 又は高知県環境影響評価条例(平成11年高知県条 例第5号)の定めにより環境影響評価が義務付けられた 事業には該当しないが、日高村は、本件事業の施行に係 る工事に当たっては、起業地への生活環境に及ぼす影響 を軽減する措置を講ずることとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益 は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業は、既存の農産物直販所「さんさん市」を道 の駅に類する機能を有する施設となるよう整備するもの であり、その役割を十分に果たすことができる地域に設 置すること及び「さんさん市」の命名の由来から国道33 号沿いであることが必要不可欠であることから、同国道 に隣接する3か所の候補地を挙げて比較検討している。 施設利用者の利便性が良好であること、土地の利用に重 大な支障がないこと等、社会的、経済的及び技術的観点 から総合的に勘案すると、現施設を含む本件事業の起業 地が最も適切であると認められる。

また、本件事業の起業地面積は、農産物売場、観光案 内所、地場料理等飲食スペース、施設利用者用トイレ及 び駐車場スペース等として必要な面積であり、適当であ ると認められる。

工 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる 利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得ら れる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ るとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、 他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要 件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
- ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、少子高齢化の急速な進行、 産業及び経済の低迷の中で村の衰退が懸念されており、 基幹産業である農業と豊かな地域資源とを生かした観光 及び交流を柱とした活力のある村づくりが強く望まれて いる。また、国道33号高知西バイパスの整備に伴い、高 知市等からの交通利便性が飛躍的に高まることから、来 訪者の増加が期待でき、地域活性化を図るための拠点施 設の整備、更に地域住民のコミュニティ活動の拠点とし て集会等で活用されている多目的集会所の機能充実も図 る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は 高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画 に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供 される範囲にとどめられており、合理的であると認めら れる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要 があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件 を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、 土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断され る。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の 規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 日高村役場

高知県告示第141号

平成8年7月高知県告示第495号(高知県屋外広告物条例によ る区域及び市町村の指定)の一部を次のように改正する。

平成25年3月15日

高知県知事 尾﨑 正直

1の表中「南国安芸線から側方へ100メートル以内の区域で、 香南やすインターチェンジから芸西西インターチェンジまでの区 間」を「須崎中央線・中土佐窪川線から側方へ100メートル以内 の区域」に、

第13号

都市施設として定められた道路のうち、須崎 第22号 中央線・中土佐窪川線の予定地及び当該道路 (予定地を含む。) から側方へ100メートル以 内の区域(展望可能なものに限る。)

> 都市施設として定められた道路のうち、浦戸 東部道路の予定地及び当該予定地から側方へ 100メートル以内の区域(展望可能なものに限 ろ。)

> 中村宿毛道路の予定地及び当該道路(予定地 を含む。)から側方へ100メートル以内の区域 で、四万十インターチェンジから宿毛インター チェンジまでの区間(展望可能なものに限 ろ。)

> 都市施設として定められた道路のうち、窪川 佐賀線の予定地及び当該道路(予定地を含 む。)から側方へ100メートル以内の区域(展 望可能なものに限る。)

第13号 第22号

都市施設として定められた道路のうち、浦戸 東部道路の予定地及び当該予定地から側方へ 100メートル以内の区域(展望可能なものに限 る。)

中村宿毛道路の予定地及び当該道路(予定地 を含む。)から側方へ100メートル以内の区域 で、四万十インターチェンジから宿毛インター チェンジまでの区間(展望可能なものに限る。)

都市施設として定められた道路のうち、窪川 佐賀線の予定地及び当該道路(予定地を含む。)から側方へ100メートル以内の区域(展望可能なものに限る。)

都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線の予定地及び当該道路(予定地を含む。)から側方へ100メートル以内の区域で、香南のいちインターチェンジから芸西西インターチェンジまでの区域(展望可能なものに限る。)

に改める。

役名

(就任)

理事

2の表中「(予定地を含む。)」を削り、「南国安芸線」を 「南国安芸線(予定地を含む。)」に、「香南やすインターチェ ンジ」を「香南のいちインターチェンジ」に改める。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、安田第一土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年3月15日

仟 名

高知県知事	尾﨑	正直
-------	----	----

IX-/II	1	711		اللم		121
(退任)						
理事	窪田	敬一	安芸	郡安田	町唐湯	£ 1208
"	松本	秀一	"	"	"	479 - 2
"	小松	正	"	"	"	556
"	清岡	克弘	"	"	"	1125 - 1
"	窪田	廊	"	"	"	1209
"	小松	輝正	"	"	"	1035
"	小松	博仁	"	"	"	1016 - 1
"	公文	愼治	"	"	"	776 - 2
"	小松	勝	"	"	"	397
"	清岡	栄作	"	"	IJ	1340
"	小松	義正	"	"	"	1335 - 1
監事	小松	強	"	"	"	362 - 1
"	久保日	日 茂	"	"	"	1055 — □

西岡 博文 安芸郡安田町唐浜 552

清岡 腎輔 " " 412

```
南 広海 "
                   " 772
IJ
    窪田三紀子 "
                   " 1207
    内川 和庸 "
                   " 1031
    小松
        誠。ル
                   y = 1024 - 2
    窪田 伸弘 "
                   # 495ーイ
    西岡 美和 "
                      555
    清岡 靜子 ル
                   " 1114-2
    清岡 秀司 #
                   " 1330
    小松 紀惠 "
                   " 1373 — 1
   小松 正 "
               " " 556
    公文 綾 "
              " " 751
```

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により香南市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

.....

平成25年3月15日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 都市計画の種類 香南都市計画下水道
- 2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び香南市役所

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第2号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22 条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講 習」という。)を次のとおり実施する。

平成24年3月15日

高知県公安委員会委員長 山﨑 實樹助

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
- (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号業務」という。)

(2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

- イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)
- (3) 実施期日

ア 新規取得講習

平成25年5月14日(火)から同月23日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の8日間

イ 追加取得講習

平成25年5月20日(月)から同月23日までの4日間

(4) 実施場所

高知市朝倉戊375番地1

高知県立ふくし交流プラザ

2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの 種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

- (1) 新規取得講習 25人
- (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
- (1) 新規取得講習

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とす ろ

- ア 最近5年間に1号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の 検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5 号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定 する1級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以 下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習

受講申込み時において、1号業務以外の警備業務の区分に

係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいず れかに該当するものとする。

- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
- (1) 受講希望の事前申込方法
 - ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号 LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。
- イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ (ファクシミリ番号088-871-4760) により行う。
- ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
- (2) 事前申込みの受付期間
- ア 平成25年4月15日(月)及び16日(火)の午前9時から 午後4時までの間とする。
- イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファ クシミリの表示時間によって行う。
- (3) 受講予定者の確定方法
 - ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。
 - イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成25年4月17日 (水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う
 - ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。
- 5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

平成25年4月22日(月)から同月24日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあっては住所地を管轄する 警察署とし、高知県外に住所を有する者にあっては高知県 内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けた

もの) 1通

- イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通
- (ア) 3の(1)のアに該当する者にあっては、1号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- (イ) 3の(1)のイに該当する者にあっては、1級検定 に係る合格証明書の写し
- (ウ) 3の(1)のウに該当する者にあっては、2級検定 に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 3の(1)のエに該当する者にあっては、旧1級検 定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下 「合格証」という。)の写し
- (オ) 3の(1)の才に該当する者にあっては、旧2級検 定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあっては、交付 を受けている資格者証等の写し 1 通
- 工 受講申込確認書 1 通
- (4) 受講申込書等の提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあっては47,000円、追加取得講習にあっては23,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

- 8 講習に関する問い合わせ先
- (1) 高知県警備業協会 (電話番号088-824-3404)
- (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電 話番号088-826-0110内線3022、3024) 又は県内の各警察署 警備業担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第6号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第1項の規定に基づ く高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規 定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50 分の1の数は、12,616人である。

平成25年3月6日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、171,795人である。

平成25年3月6日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づ く高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における 選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年3月6日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	92,474人
室戸市、東洋町選挙区	5,517人
安芸市、芸西村選挙区	6,576人
南国市選挙区	13,212人
土佐市選挙区	8,027人
須崎市選挙区	6,685人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,314人
土佐清水市選挙区	4,525人
四万十市選挙区	9,812人
香南市選挙区	9,257人
香美市選挙区	7,852人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,414人
長岡郡、土佐郡選挙区	3,918人
吾川郡選挙区	9,170人
高岡郡選挙区	17,944人
黒潮町選挙区	3,563人

海区漁業調整委員会指示

高知海区漁業調整委員会指示第66号

浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法(昭和24年法 律第267号)第67条第1項の規定に基づき、平成25年3月1日に 次のとおり指示した。

平成25年3月15日

高知海区漁業調整委員会会長 和田 義光

账

(採捕の制限)

- 1 浦ノ内湾において、次に掲げる区域内では、あさりを採捕してはならない。ただし、高知海区漁業調整委員会が特に認めた者については、この限りでない。
- (1) A区域(天皇洲の西側の区域)

次の点アから点工までを順次に直線で結んだ線及び点工と 点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒

点イ 北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒

点ウ 北緯33度26分5.9秒・東経133度25分31.2秒

点エ 北緯33度26分11.6秒・東経133度25分35.1秒

(2) B区域(宇佐大橋の南西側の区域)

次の点アから点オまでを順次に直線で結んだ線及び点オと 点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒

点イ 北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒

点ウ 北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒

点エ 北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒

点オ 北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒

(指示の有効期間)

2 この指示の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月 31日までとする。

------監 査 公 表

監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、財政的援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年3月15日

高知県監査委員 森田 英二

現 根原 大介

同 坂本 千代

同 朝日 満夫

第1 監査の実施

平成24年度財政的援助団体等の監査は、出資団体8団体、補助金等交付団体4団体及び指定管理者2団体(7施設)の計13団体(再掲1団体を除く。)に対して、次のとおり実施した。

1 出資団体

名称	監査実施日
高知県道路公社	平成24年11月22日
高知県住宅供給公社	平成24年11月22日
公立大学法人高知工科大学	平成25年1月10日
財団法人高知県福祉基金	平成24年11月2日
公益財団法人高知県文化財団	平成25年1月10日
高知空港ビル株式会社	平成24年11月22日
社団法人高知県森林整備公社	平成25年1月10日
公益財団法人暴力追放高知県民センター	平成25年1月10日

2 補助金等交付団体

名称	監査実施日
高知県商工会連合会	平成24年11月2日
学校法人土佐高等学校	平成24年11月22日
社団法人高知県トラック協会	平成24年11月2日
社会福祉法人香南会	平成24年11月2日

3 指定管理者

団体の名称	施設の名称	監査実施日
高知県職業能力開発協会	高知県立地域職業訓練センター	平成24年11月2日
公益財団法人高知県文化財団 (再掲)	高知県立美術館	平成25年1月10日
(1319)	高知県立歴史民俗資料館	平成25年1月10日

高知県立坂本龍馬記念館	平成25年1月10日
高知県立文学館	平成25年1月10日
高知県立県民文化ホール	平成25年1月10日
高知県立埋蔵文化財センター	平成25年1月10日

第2 監査の結果

13団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次のとおり、7団体において、是正などの改善を要する事項(9項目)及び効果的な事務執行のための検討を要する事項(6項目)が見られた。併せて、2団体に対して、組織及び運営に関する意見を付した。

1 高知県道路公社

(1) 団体の概要

ア目的

通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、地域の幹線道路の整備を促進して 交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進及び産業経済の発展に寄与する。

イ 事業の概要

高知桂浜道路の維持管理及び料金収受業務

(2) 県の財政的援助等の状況

基本財産2,555,000,000円の全額を出資(平成24年3月31日現在)

(3) 監査の結果

特段の指摘事項は認められなかった。

2 高知県住宅供給公社

(1) 団体の概要

ア目的

住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立て分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、住民の生活の安定及び社会福祉の増進 に寄与する。

イ 事業の概要

- (ア) 十市パークタウン及び横浜ニュータウン (墓地) の分譲
- (イ) 住宅団地内の利便施設(ショッピングセンター等)の賃貸
- (ウ) 特定優良賃貸住宅の賃貸及び管理
- (エ) 公営住宅等の管理受託
- (オ) 高齢者向け優良賃貸住宅等の受託業務
- (2) 県の財政的援助等の状況

基本財産8,600,000円のうち4,400,000円(51.2パーセント)を出資(平成24年3月31日現在)

(3) 監査の結果

検討を要する事項

当該団体の管理するトップワン四国の稼働率の低い展示ホール (1F) について、半 日単位の貸出しから時間単位の貸出しへの変更、近隣の駐車場契約による利便性の向上 等の利用促進策を検討するよう求める。

3 公立大学法人高知工科大学

(1) 団体の概要

ア目的

文化及び科学技術の発展に貢献する知の拠点として、広い分野の知識及び高度で専門的な学術を教授し、豊かな人間性及び高い専門性を備え、新しい時代を切り開く広い視野を持つ有為な人材を育成するとともに、開かれた大学として優れた教育研究の成果を社会に還元し、もって高知県民の生活及び文化の向上に寄与する。

イ 事業の概要

- (ア) 大学の設置及び運営
- (イ) 学生に対する修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助
- (ウ) 外部からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の外部との連携による教育研究活動
- (工) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供
- (オ) 大学における教育研究の成果の普及及びその活用の促進ほか
- (2) 県の財政的援助等の状況
- ア 資本金10.018.300.000円の全額を現物出資(平成24年3月31日現在)
- イ 公立大学法人高知工科大学運営費交付金 2.884.059.000円 (平成23年度)
- (3) 監査の結果
- ア 改善を要する事項
- (ア) 排水処理施設維持管理業務については、最大処理能力ベースの消毒用薬剤量により仕様書の作成及び予定価格の積算がされており、契約額が過大なものになっているので、実績を反映した使用量に基づき契約変更するなどの改善を求める。
- (イ) 小口現金は、会計規程及び要綱では、常用の支払に充てるため20万円を上限に保管を認めた現金とされており、渡日一時金等の支払用の多額の現金を小口現金として 1週間もの長期の金庫保管をする取扱いは適切でないので、改善を求める。
- (ウ) 内部監査結果に関する措置状況等の取りまとめ及び理事長への報告等を次年度に向けて組織的に行い、内部監査の趣旨が生かされるよう改善を求める。
- イ 検討を要する事項

残高照合は、適正な会計事務を確保する上で重要であることを考慮し、毎月末及び事業年度の最終日の残高照合についても、毎日の出納を終了したときと同様、照合したことを第三者に示すことができる事務処理を検討するよう求める。

4 財団法人高知県福祉基金

- (1) 団体の概要
- ア目的

県民福祉の増進を図るため、行政施策と表裏一体になって民間社会福祉施設及び恵まれない環境にある者等に対する援助措置等を行い、もって社会福祉の増進に資する。

イ 事業の概要

- (ア) 社会福祉施設等の団体が行う施設入所児(者)の処遇向上及び地域福祉の向上のための事業等に対する助成事業
- (イ) 民間社会福祉施設の整備充実などのための資金の貸付事業
- (2) 県の財政的援助等の状況

基本財産832, 194, 424円のうち802, 191, 424円 (96.4パーセント) を出えん (平成24年3月31日現在)

(3) 監査の結果

特段の指摘事項は認められなかった。

5 公益財団法人高知県文化財団

(1) 団体の概要

ア目的

芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、収集、保存、活用等を図り、県民の教育、 学術及び文化の振興に寄与する。

イ 事業の概要

- (ア) 音楽、演劇、美術その他の芸術文化振興事業
- (イ) 文化財等の調査研究、整理保存、展示等の事業
- (ウ) 委託等を受けた芸術文化施設の管理運営ほか
- (2) 県の財政的援助等の状況

基本財産510,447,667円のうち250,000,000円(49.0パーセント)を出えん(平成24年12月25日現在)

(3) 指定管理の概要

ア 対象施設

県立美術館、県立歴史民俗資料館、県立坂本龍馬記念館、県立文学館、県立県民文化ホール及び県立埋蔵文化財センター

イ 管理代行業務

対象施設の利用許可、利用料金の収受、維持管理、設置目的を達成するための事業の 企画及び運営等

- ウ 管理代行料等 (平成23年度)
- (ア) 県立美術館
- a 管理代行料 289, 863, 610円
- b 利用料金収入 40,968,539円
- (イ) 県立歴史民俗資料館
- a 管理代行料 122, 347, 193円
- b 利用料金収入 6,723,094円
- (ウ) 県立坂本龍馬記念館
- a 管理代行料 37, 102, 000円
- b 利用料金収入 88,429,940円
- (工) 県立文学館
- a 管理代行料 98, 103, 119円
- b 利用料金収入 5,556,050円
- (オ) 県立県民文化ホール
- a 管理代行料 128,838,000円
- b 利用料金収入 62,746,865円
- (カ) 県立埋蔵文化財センター
- a 管理代行料 64,543,870円
- b 利用料金収入 なし
- (4) 監査の結果
- ア 改善を要する事項
- (ア) 県立歴史民俗資料館の利用許可及び観覧料等の減免に関する事務処理において、 決裁及び必要事項の記入漏れが認められたので、適切な事務に努めるよう改善を求める。
- (イ) 県立坂本龍馬記念館の所蔵資料に係る管理台帳について、平成11年以降の整備が

滞っているので、早急に作成するよう改善を求める。

イ 検討を要する事項

- (ア) 県立歴史民俗資料館の観覧料及び施設利用料の減免については、基準を定め、明 文化して運用するよう検討を求める。
- (イ) 県立県民文化ホールにおいては、昨年のリニューアルオープンを契機に、施設設備の運用について専門家による指導を受け、ホールの安全性の維持、向上等に努めているが、その後の対応が不十分なことから、指導及び助言の項目を整理し、適切な対応に向けた取組を検討するよう求める。

6 高知空港ビル株式会社

(1) 団体の概要

ア目的

高知空港の整備拡張に伴う空港関連諸施設の整備拡充計画の一環として、旅客及び貨物のターミナルビルを建設し、その経営を通じてますます重要性を高める航空輸送に対し積極的に貢献するとともに、県経済及び文化の進展に寄与する。

イ 事業の概要

- (ア) 貸室業
- (イ) 空港ビル用施設、設備、器具の賃貸並びに航空旅客貨物に対する役務及び利用設 備の提供
- (ウ) 食堂、喫茶店及び娯楽施設の経営
- (エ) 旅行用品、土産物品その他の物品等販売
- (オ) 飲食物、嗜好品、医薬品等の販売ほか
- (2) 県の財政的援助等の状況

資本金600,000,000円のうち310,000,000円(51.7バーセント)を出資(平成24年3月31日現在)

(3) 監査の結果

特段の指摘事項は認められなかった。

7 社団法人高知県森林整備公社

(1) 団体の概要

ア目的

造林、育林等による森林及び林業に関する事業を実施することにより、森林資源の保 続培養及び森林の公益的機能の維持増進を図り、もって農山村経済の振興及び人的能力 の開発向上に寄与する。

イ 事業の概要

- (ア) 造林事業
- (イ) 育林事業
- (ウ) 分収方式による造林及び育林の促進事業
- (エ) 教育の森造成事業
- (オ) 森林の施業、経営等の受託事業
- (カ) 森林及び林業の普及啓発並びに緑化推進事業
- (キ) 森林の公益的機能を高めるための事業ほか
- (2) 県の財政的援助等の状況
- ア 設立時の基本財産30,000,000円の全額を出えん(昭和36年9月4日設立)
- イ 森林整備公社利子助成補助金 171,677,644円 (平成23年度)
- ウ 森林整備公社造林事業費補助金 175,820,528円 (平成23年度)
- 工 森林整備加速化事業費補助金 34.800.000円 (平成23年度)

- オ 教育の森造成事業費補助金 66,239,108円 (平成23年度)
- 力 森林整備公社貸付金 20,348,525,759円 (平成24年3月31日現在)
- (3) 監査の結果
- ア 改善を要する事項

高知県森林整備公社造林事業費補助金交付要綱で補助の条件として定められた暴力団 等の排除の取扱いについて、全ての請負契約書に記載がなかったので、今後は、補助条 件に即した契約書に改善するよう求める。

イ 検討を要する事項

高速道路利用料金については、職員の立替払により支払われているが、利用料金の節減及び事務処理の効率化が期待できることから、社用車へのETCの設置を検討するよう求める。

(4) 意見

木材価格の低迷等により今後も厳しい経営環境が続く中で、森林整備公社経営検討委員 会の示した「経営改革プラン」に沿った経営改革の着実な実施に努められたい。

8 公益財団法人暴力追放高知県民センター

(1) 団体の概要

ア目的

県民の暴力団追放意識の高揚に資するとともに、暴力団による不当な行為の被害者の 救援を行う等暴力団追放活動を総合的に推進し、もって暴力団のない安全で平穏な高知 県の実現に寄与する。

イ 事業の概要

- (ア) 暴力団員による不当な行為を予防するために必要な知識の普及のための広報活動
- (イ) 地域職域における民間団体の行う自主的な暴力追放運動に対する援助
- (ウ) 暴力団員の不当な行為に関する困りごと相談
- (工) 少年に対する暴力団の影響を排除する活動
- (オ) 暴力団からの離脱希望者に対する援助活動
- (カ) 事業所の不当要求防止責任者に対する被害防止のための責任者講習活動
- (キ) 暴力団員による不当な行為の被害に対する見舞金の支給、民事訴訟の支援等
- (2) 県の財政的援助等の状況

基本財産634,540,000円のうち448,129,000円(70.6パーセント)を出えん(平成24年3月31日現在)

(3) 監査の結果

検討を要する事項

資金運用に関し、基本財産受取利息が得られるまでの間に生じる一時的な資金不足に 対して、当座借越しではなく、被害者救済基金等の特定預金等の活用を検討するよう求 める。

また、無利子の決済用普通預金で保有している特定預金等を有利子で運用するよう併せて検討を求める。

9 高知県商工会連合会

(1) 県の財政的援助等の状況 (平成23年度)

高知県小規模事業経営支援事業費補助金 759.348.307円

(2) 補助事業の概要

ア目的

経営改善普及事業、商工会指導事業、商工会が行う地域の振興を活性化するための事業並びに県商工会連合会が行う倒産の未然防止及び再建円滑化を図るための事業を促進

し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興及び 安定に寄与する。

イ 補助対象経費

- (ア) 直接補助金
- a 商工会指導員及び補助員を設置して行う商工会指導事業並びに経営指導員、専門 経営指導員、経営指導員研修生及び補助員並びに事務局長等の設置費並びに指導事 業の実施に要する経費
- b 商工会指導事業及び経営改善普及事業の適正かつ効率的な実施を図るための資質 向上対策事業に要する経費
- c 情報ネットワーク化等推進事業に要する経費
- d 商工会に設置されている青年部又は女性部の活動推進事業に要する経費
- e 地域振興推進事業に要する経費
- 「中小企業の倒産に伴う社会的混乱の未然防止及び再建円滑化を図るために行う経営安定特別相談事業に要する経費
- g 高度情報化推進事業に要する経費
- h I T技術強化支援事業に要する経費
- (イ) 間接補助金
- a 経営指導員、専門経営指導員、経営指導研修員研修生、補助員及び記帳専任職員 及び事務局長等の設置費並びに指導事業の実施に要する経費
- b 商工会が経営改善普及事業の適正かつ効率的な実施を図るために行う資質向上対 策事業に要する経費
- c 商工会が記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化推進事業を推進するために行う情報ネットワーク化等推進事業に要する経費
- d 商工会が行う地域振興推進事業に要する経費
- e 商工会が行う商工会等広域連携・合併推進事業に要する経費

ウ 補助率等

10分の10以内。ただし、高度情報化推進事業及び情報ネットワーク化等推進事業費のうちの記帳機械化等オンライン化推進事業費については、2分の1以内。

(3) 事業実績の概要

ア 補助対象経費の内訳

- (ア) 直接補助金
- a 職員、事務局等設置費及び指導事業費 101,269,616円
- b 資質向上対策事業費 7,238,894円
- c 情報ネットワーク化等推進事業費 2,507,568円
- d 青年部又は女性部の活動推進事業費 3.414.595円
- e 地域振興推進事業費 1,940,150円
- f 経営安定特別相談事業費 350,000円
- g 高度情報化推進事業費 1.136.520円
- h I T技術強化支援事業費 1,428,155円
- (イ) 間接補助金
- a 職員、事務局等設置費及び指導事業費 800,802,839円
- b 資質向上対策事業費 なし
- c 情報ネットワーク化等推進事業費 2,281,453円
- d 地域振興推進事業費 なし
- e 商工会等広域連携・合併推進事業費 なし

6

イ 補助対象経費合計

922, 369, 790円 (うち県補助金の額 759, 348, 307円)

(4) 監査の結果

改善を要する事項

- (ア) 小規模事業経営支援事業費補助金の商工会への間接補助において、平成23年度及び平成24年度に各1件、定められた補助率2分の1を超えて交付決定した事業が認められたので、交付要領に基づいた十分な審査により適正な交付が行われるよう改善を求める。
- (イ) 航空賃に関する実費支給を定めた旅費規程への違反という前回監査の指摘事項に 対じ、往復割引による定額支給へと規程改正を行ったことは、県補助金の関係運用通 知に示された基準の趣旨に反した不適切な対応と言わざるを得ない。

県の旅費規程との比較に基づき、旅費規程を再度改正するとともに、鉄道及び高速 バスに関しても、実費支給に改めるよう求める。

(5) 意見

小規模事業経営支援事業の実施に当たっては、連合会に一元化した人事管理等を通じて、各商工会における内部統制の徹底及び職員の法令順守に向けた取組に努め、組織強化 及び指導体制の確立を図られたい。

10 学校法人土佐高等学校

- (1) 県の財政的援助等の状況 (平成23年度)
- ア 高知県私立学校運営費補助金 477,351,000円
- イ 高知県私立学校建築費補助金(平成19年度~平成23年度) 713,005,000円
- ウ 高知県私立学校等就学支援金交付金 115,651,800円
- (2) 補助事業等の概要
- ア 高知県私立学校運営費補助金
- (ア) 目的

私立学校の教育内容の充実向上並びに生徒、児童及び幼児に係る就学上の経済的 負担の軽減を図り、もって私立学校の健全な発達と経営の安定に資する。

(イ) 補助対象経費

教職員人件費、教育研究経費、管理経費及び教育研究用機器備品費

(ウ) 補助率等

定額

イ 高知県私立学校建築費補助金

(ア) 目的

教育条件の維持向上及び施設整備費等納付金の保護者負担の軽減を図る。

(イ) 補助対象経費

学校法人が既に設置している小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の校舎、 屋内運動場又は寄宿舎の建築事業で、学校施設の建築に要する工事費が1億円以上の ものにおいて、補助対象面積に補助単価を乗じたもの

(ウ) 補助率等

校舎及び屋内運動場については補助対象経費の10分の3以内、寄宿舎については補助対象経費の10分の1以内

- ウ 高知県私立学校等就学支援金交付金
- (ア) 目的

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に 寄与する。 (イ) 補助対象経費

県内の私立の高等学校、特別支援学校の高等部、専修学校等に在学する生徒又は学生であって、日本国内に住所を有する者のうち、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第5条の規定により就学支援金の受給資格を有すると認定を受けた者の授業料に充てるもの

(ウ) 補助率等

定額

- (3) 事業実績の概要
- ア 高知県私立学校運営費補助金
 - (ア) 補助対象経費の内訳

教職員人件費918,005,455円、教育研究経費101,053,540円、管理経費32,894,894円

- (イ) 補助対象経費の合計
 - 1,051,953,889円 (うち県補助金の額477,351,000円)
- イ 高知県私立学校建築費補助金
- (ア) 補助対象経費の内訳

校舎1,849,799,800円、体育館526,892,000円

- (イ) 補助対象経費の合計
 - 2,376,691,800円 (うち県補助金の額713,005,000円)
- ウ 高知県私立高等学校等就学支援金交付金
- (ア) 交付対象経費の内訳

高知県私立高等学校等就学支援金交付金115,651,800円

(イ) 交付対象経費の合計

115.651.800円 (うち県交付金の額115.651.800円)

(4) 監査の結果

特段の指摘事項は認められなかった。

11 社団法人高知県トラック協会

(1) 県の財政的援助等の状況 (平成23年度)

高知県運輸事業振興費補助金 103,926,000円

- (2) 補助事業の概要
- ア目的

軽油引取税に係る税率の引上げが営業用のトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、当面、輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等を図るための補助金交付により、地域社会の輸送利便の増進に寄与する。

- イ 補助対象経費
- (ア) 震災等災害発生時における緊急物資輸送体制の整備、安全運行の確保その他交通 安全対策及び自動車交通公害対策に関する事業に要する経費
- (イ) トラックターミナル、共同輸送サービスセンター等各種共同施設の整備及び運営 に関する事業に要する経費
- (ウ) トラックの輸送情報システムの整備等輸送サービスの改善その他公共の利便の増進に資するための事業に対する助成に要する経費
- (エ) 運転者のための共同休憩施設及び共同福利厚生施設の整備及び運営に関する事業 に要する経費
- (オ) 車両等の買換え、物流施設の整備等に要する費用に対する融資を円滑にするため の基金の造成に要する経費
- (カ) トラック事業者によって構成される全国を単位とする一般社団法人又は一般財団

法人が行うこれらの事業に対する出えんに要する経費

ウ 補助率等

定額

- (3) 事業実績の概要
- ア 補助対象経費の内訳
- (ア) 交通安全対策事業 15,790,583円
- (イ) 環境対策事業 21,830,603円
- (ウ) 物流施策対策事業 2,859,594円
- (工) 労働対策事業 582,725円
- (オ) 広報・輸送サービス改善事業 6,672,263円
- (カ) 緊急・救援輸送対策事業 1,224,124円
- (キ) 交付金(基金)運営事業 15,067,619円
- (ク) 適正化推進事業 13,916,489円
- (ケ) 中央出えん事業 25.982.000円
- イ 補助対象経費の合計

103,926,000円 (うち県補助金の額103,926,000円)

(4) 監査の結果

特段の指摘事項は認められなかった。

12 社会福祉法人香南会

(1) 県の財政的援助等の状況(平成23年度)

軽費老人ホーム事務費補助金 56,467,200円

(2) 補助事業及び交付事業の概要

ア 日が

社会福祉法人が行う軽費老人ホームの運営に要する経費の一部を補助することにより、老人福祉の振興を図る。

イ 補助対象経費

軽費老人ホームの運営に要する経費のうち、国の軽費老人ホームの利用等に係る取扱 指針に基づき徴収すべき事務費の一部を減免した場合における当該減免した経費

ウ 補助率等

定額

- (3) 事業実績の概要
- ア 補助対象経費の内訳
- (ア) 「ケアハウスぬくもり」運営費 27,004,588円
- (イ) 「ケアハウスまごの手」運営費 37,829,691円
- (ウ) 「ケアハウスせいらん」運営費 43.512.654円
- イ 補助対象経費の合計

108,346,933円 (うち県補助金の額56,467,200円)

(4) 監査の結果

改善を要する事項

軽費老人ホーム入所者からの徴収額(月額)の階層区分の決定に際しては、本人が負担する居宅サービス利用料から、給付のあった高額介護サービス費を控除するなど、必要経費の算定を適切に行うよう改善を求める。

13 高知県職業能力開発協会

(1) 団体の概要

ア目的

高知県の地区内において、職業訓練及び職業能力検定に関し必要な業務を行うことにより、当該地区における職業訓練及び職業能力検定の普及及び振興を図る。

イ 事業の概要

- (ア) 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他に関する業務についての指導及び連絡
- (イ) 職業訓練及び職業能力検定に関する技術的事項についての事業主、労働者等からの相談対応並びに必要な指導及び援助
- (ウ) 事業主、労働者等に対する技能労働者に関する情報の提供等
- (エ) 事業主の行う職業訓練に従事する者の研修
- (オ) 職業訓練及び職業能力検定その他に関する情報及び資料の提供並びに広報
- (カ) 職業訓練及び職業能力検定その他に関する調査及び研究
- (キ) 技能競技大会の実施
- (ク) 県立地域職業訓練センターの管理運営ほか
- (2) 指定管理の概要
- ア 対象施設

県立地域職業訓練センター

イ 管理代行業務

対象施設の利用許可、利用料金の収受、維持管理、設置目的を達成するための事業の 企画及び運営等

- ウ 管理代行料等(平成23年度)
 - (ア) 管理代行料 5,319,612円
 - (イ) 利用料金収入 6,185,500円
- (3) 監査の結果

特段の指摘事項は認められなかった。

監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月15日

高知県監査委員 24高行管第281号 平成25年1月30日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について (通知)

平成24年9月25日付け24高監報第7号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 指摘事項に関するもの

1 財政課

(1) 指摘事項

平成24年度決算支援システム保守等委託業務の一般競争 入札において、消費税込の金額欄しかない予定価格調書の 金額と、消費税抜きの金額が記載されている入札書の金額 をそのまま比較し、予定価格以下であると錯誤して落札決 定を行い、予定価格を口頭で公表していた。その後、誤り に気付き、後日改めて一般競争入札を実施していた。

これは、契約の締結について定めた地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項の規定に反する不適正な事務処理である。また、競争入札に使用する予定価格調書の様式について定めた高知県会計事務処理要領(平成19年4月1日付け19高会企第3号。以下「会計事務処理要領」という。)第5章第2節の5の(4)の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

従前、システム開発業者と単独随意契約を行っていた決算支援システム保守等委託契約を、平成24年度の契約締結に向け平成24年3月に一般競争入札を実施した際に、予定価格調書については、高知県会計事務処理要領第5章第2節の5の(4)の規定に基づき「契約規則別記第1号様式の2」を使用すべきところ、事前に関連する規定の確認を徹底していなかったことにより、それまでの随意契約の際に使用していた様式(契約規則別記第1号様式)で作成し、入札を実施したことが原因です。

また、予定価格調書に不備がある場合は、そのことを告 げ直ちに入札を中止すべきところ、その時点では、立会人 を含め気付く者がいなかった為に適正な処理ができず、落 札決定を行い、予定価格を口頭で公表した直後に、その場 で誤りに気付いたものです。

(3) 措置状況

担当者から、予定価格調書に不備があったため今回の入 札が無効になり、改めて入札を行うため、事務手続を速や かに行う旨をその場で入札参加者に説明を行いました。

一般競争入札という財政課では頻度の稀な業務において、担当した職員の知識不足から発生した事例ですが、不慣れであるならば、なおのこと事前に関連する規定の確認、準備が必要であったと改めて認識しています。

今後は、同様の誤りを繰り返すことのないよう、高知県会計事務処理要領等を常に確認するなど契約・会計事務の 基本を改めて徹底するとともに、法令・規則にのっとり適 正な事務処理に努めます。

(1) 指摘事項

ア 支出事務

平成23年度の資金前渡において、支払後(出張して支払ったものにあっては、帰庁後)7日以内とされている精算が1か月以上遅延しているものがあった。

これは、前渡資金の精算について定めた高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号。以下「会計規則」という。)第58条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。

イ 財産・物品管理

高知県防災行政無線旧大比山中継局用地については、 平成18年度から5年間の行政財産の目的外使用を許可していたが、平成22年8月に必要な事務処理を行わないまま用途変更を行い普通財産としていた。さらに、平成23年2月に平成23年度以降の目的外使用の継続申請が提出されたにもかかわらず事務処理を怠っていた。その後、 平成24年7月になって、平成24年8月1日から年度末までの県有財産無償貸付契約を締結していた。

これは、普通財産の貸付けについて定めた高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号。以下「財産規則」という。)第34条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

ア 支出事務

会計規則に定める前渡資金の精算手続を熟知していなかったため、旅行終了後、前渡資金の残額を金庫に保管したまま、戻入決議書の作成を忘れ、前渡資金精算書の提出が遅れたものです。

イ 財産・物品管理

平成22年8月18日の時点で用途廃止の事務処理のほか物品の不用決定処理等の事務手続を同時期に実施したため、用途廃止に関連して行うべき普通財産貸付契約の事務手続に考えが及ばなかったものです。

(3) 措置状況

ア 支出事務

資金前渡の事務手続の際は、新たに作成した「資金前 渡・精算明細書管理表」に内容、受領日、精算日を記載 し、チーフ及び総務担当者が確認(押印)することとし ました。

イ 財産・物品管理

目的外使用許可や普通財産貸付契約の状況を一覧表に して貸付期間を管理し、付随する事務処理を課内で チェック(決裁を総務経由とし、一覧表を共有)するこ ととしました。

さらに、総務が管理していた文書収受簿を課内で共有 することとし、各担当が所管するものは、その処理状況 を定期的に担当とチーフ間で確認し、未処理文書、未処 理業務が発生しないよう複数のチェック体制を整えまし た。

3 地域福祉政策課

(1) 指摘事項

平成23年度高知県地域福祉活動計画策定支援事業費補助金において、交付要綱の一部改正の伺が、決裁権者の決裁や総務部の合議が未決裁であるにもかかわらず事業を実施し、平成24年2月になって決裁を受け、平成23年4月1日に適用を溯及させる改正を行っていた。

これは、補助事業ごとに必要な事項は個別の交付要綱に 委任すると規定した高知県補助金等交付規則(昭和43年高 知県規則第7号。以下「補助金等交付規則」という。)第 24条に反した不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

高知県地域福祉活動計画策定支援事業費補助金交付要綱の一部改正を行うにあたり、平成23年4月に起案した後、決裁権者である地域福祉部副部長の決裁及び総務部の合議が完結しないまま、担当者が起案文書を保管し、未決裁の状態で処理が中断しており、平成24年2月に行った補助事業者との概算払いに関する協議において、要綱の改正が完結していないことが判明しました。

補助事業者に対しては、平成23年4月の時点で要綱を改正する旨の説明を行い、補助事業者はその説明に基づき改正後の要綱の内容で事業を進めていたことから、要綱改正を4月に遡及して適用したものです。

(3) 措置状況

補助金業務の未完結が課全体で把握できていなかった点

については、進行管理表によりそれぞれの業務の進行把握を行うなど、担当業務の執行状況についての可視化を行った上で、研修への参加等により職員一人一人の資質の向上を図るとともに、組織としても、定期的に進捗状況の確認を行うなど、よりきめ細やかなチェック体制を構築することで、再発を未然に防ぐよう努めています。

4 児童家庭課

(1) 指摘事項

平成23年度産休等代替職員雇用事業費補助金において、補助金額を変更(20パーセント以内の減額を除く。)する場合は、知事の承認を受けなければならないところ、必要な変更手続を行わないまま実績報告書に基づき補助金額を増額する確定を行っていた。

これは、補助金等の交付の条件について定めた補助金等 交付規則第5条第1項第1号及び高知県産休等代替職員雇 用事業費補助金交付要綱第7条第2号の規定に反する不適 正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

今回指摘を受けた事項は、補助金及び会計事務に関する 認識不足及びチェック体制の不備による不適切な事務処理 でした。

(3) 措置状況

増額分の補助金については、再確定の手続を行い、返金 していただきました。

また、このような事務処理に至った課題を課内で共有するとともに、職員に対し会計事務の適正な執行について周知徹底しました。

具体的な改善措置は次のとおりです。

① 産休について

担当者は出産予定日に留意するとともに、補助事業 者に対し出産日確定後、速やかに補助対象期間中の支 出予定額(対象経費)を再計算させ、その結果を県へ 報告させるよう指導を徹底することとし、変更内容に 応じて必要な手続を行います。

② 病休について

担当者は治療見込期間に留意するとともに、補助事業者に対して早期の治療終了や治療延長等による雇用日数の増減等の見込みがあることが分かった時点で、速やかに補助対象期間中の支出予定額(対象経費)を再計算させ、その結果を県へ報告させるよう指導を徹底することとし、変更内容に応じて必要な手続を行います。

今後は、事務の執行状況の把握やチェック体制を強化し 適正な事務処理に努めます。

5 商工政策課

(1) 指摘事項

平成23年度高知県建設業新分野進出支援事業費補助金に おいて、財団法人高知県産業振興センターに対して平成23 年5月に交付要綱を通知したものの、11月30日付けの補助 金交付申請書を受理し、12月16日付けで補助対象期間を平 成23年5月20日からとする補助金交付決定を行っていた。

これは、補助金等の交付の申請について定めた補助金等 交付規則第3条及び平成23年度高知県建設業新分野進出支 援事業費補助金交付要綱第5条に反する不適正な事務処理 である。

(2) 原因又は理由

平成23年5月に交付要綱を制定後、県の担当者と産業振興センターの担当者との間で、事業の進捗状況等についての情報共有を図っていましたが、事務処理手続の確認は行っておらず、すでに交付申請を行っていると錯誤していたため、交付申請がなされず、支出負担行為および交付決定が行われないまま事業が行われ、決算見込みを立てる段階で支出負担行為がされていないことが判明し、平成23年12月16日付けで補助対象期間を平成23年5月20日からとする交付決定を行ったものです。

(3) 措置状況

担当課と産業振興センター双方の基本的な事務手続や事業の執行に関する意思疎通が欠けていた点を反省し、平成24年度からは定期的な打合せを行い、事務手続等の進捗状況を確認する機会を設けるようにしています。

また、支出負担行為を行うべき委託料、補助金業務の チェックリストを作成し、確実に事務処理が行われている かチェックを行うとともに、職員を会計研修へ出席させ、 会計に関する知識の習得に努めています。あわせて、11月 に商工労働部内においても会計研修を実施しており、再発 防止に向けて組織としてしっかり取り組むことにより、適 正な事務処理に努めていきます。

6 企業立地課

(1) 指摘事項

高知西南中核工業団地分譲用地について、平成23年11月 1日から12月20日までの県有財産有償貸付契約を締結して いたが、12月21日から翌年3月31日まで契約期間を延長す る変更契約を平成24年3月14日付けで締結していた。

これは、普通財産の貸付けについて定めた財産規則第34 条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

今回の指摘は、高知西南中核工業団地の近隣地区住民の 代表者に対し、同団地分譲用地の一部を土砂の仮置き場と して貸付けていましたが、契約期間終了後に土砂が残って いる状況を確認したことから、当初の契約期間を延長する 手続を求め、変更契約を締結したものです。

これは、通常であれば契約期間終了時に原状回復義務の履行確認を行うところ、貸付契約が守られるとの思い込みがあったため、別用務で現地を訪問するまで確認が遅れたことによるものです。

(3) 措置状況

今後は、契約期間終了時には速やかに原状回復義務の履行を確認することはもとより、契約期間中においても使用目的どおり使用されているかを確認する等の日常的な管理も徹底するなど、厳正な財産管理に努めます。

7 木材産業課

(1) 指摘事項

平成23年度高知県性能表示木材流通促進事業費補助金に おいて、4月22日付けで審査結果通知を行い、9月16日付 けで補助金交付決定を行っていたが、4月2日から実施し た経費も含めて補助事業の対象として補助金を交付してい た。

これは、補助金等の交付の申請について定めた補助金等 交付規則第3条及び高知県性能表示木材流通促進事業費補 助金交付要綱第7条の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

事業者に対して事務処理の周知が徹底していなかったことに加え、検査時に担当者及び検査職員が補助事業の着手日を確認漏れしたことや管理監督の立場にある職員によるチェック機能が働かなかったことが原因です。

(3) 措置状況

担当者及び検査職員の基本的な事項の確認漏れや管理監督の立場にある職員によるチェック機能が働かなかったことを反省し、適正な事務処理を行うため、次のことを徹底します。

- ① 職員全員に今回の指摘事項について周知を図るとと もに、会計規則等に基づく適正な事務処理の周知徹底 を図ります。
- ② 担当者はもとより管理監督の立場にある職員は、関係書類の確認行為を徹底することにより、適正な会計 処理及び進行管理に努めます。
- ③ 会計管理局による会計事務実務研修を受講させることにより、会計事務における基本的事項の確認を行うなどの、それぞれの職務における職責と意識の徹底を図り、会計事務に携わる職員の事務処理能力と意識の向上に努めます。
- ④ 事業の早期着手を図るため、前年度中に事業の計画 量を調整し、4月早々に申請・交付決定を行い、年間 を通してIAS製品が流通できるよう、事務手続の改

善を図ります。

8 治山林道課

(1) 指摘事項

平成24年度電子納品検査閲覧ソフトウェア賃貸借契約は、予定価格が100万円を越える契約であるにもかかわらず施行伺を作成していなかった。また、十分な理由もなく予定価格調書の作成を省略していた。

これは、施行伺について定めた会計事務処理要領第5章 第1節の3及び予定価格の決定について定めた高知県契約 規則(昭和39年規則第12号。以下「契約規則」という。) 第31条の3の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

今回指摘を受けた賃貸借契約については、予定価格が100万円以下の契約であった前年度の事務処理を担当者が踏襲したことによる誤りであり、会計事務に関する基本的な認識の欠如はもとより、組織としてのチェック体制が不十分であったことが原因です。

(3) 措置状況

会計事務に関する基本的な認識が欠如していたことや組織としてのチェック体制が不十分であったことを反省し、 適正な事務処理を行うため、次のことを徹底します。

- ① 職員全員に今回の指摘事項について周知を図るとともに、前年度の事務処理にとらわれることなく、契約規則等に基づく適正な事務処理の周知徹底を図ります。
- ② 担当者はもとより管理監督の立場にある職員は、関係書類の確認を確実に行うことにより、適正な事務の執行に努めます。
- ③ 会計管理局による会計事務実務研修を受講させることにより、会計事務に携わる職員の事務処理能力の向上に努めます。

9 住宅課

(1) 指摘事項

平成23年度へ繰越となった平成22年度耐震改修促進事業 基礎資料作成委託料については、繰越明許費の配当があっ た平成23年度当初に支出負担行為を行うべきところ、平成 23年11月になって4月1日に遡って処理していた。

これは、支出負担行為決議書を作成する時期について定めた会計規則第43条第6項の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

繰越にかかる事業であっても年度当初に支出負担行為決議書を作成しなければいけないとの基本的認識が欠如していた等、会計事務に対する認識が不十分であったことに起因するものです。

また、チーム内及び課内において、事業の執行管理及び会計処理の進捗状況の把握・確認が十分に行われていなかったため、11月に至るまで支出負担行為決議書の未作成に気がつかず、4月1日に遡って処理を行ったものです。

(3) 措置状況

会計事務を行う職員一人一人が会計規則を熟知し、規則にのつとった事務処理を行うよう、課内全員に「会計事務ハンドブック」等の活用の周知を図るとともに、監査結果を周知し、今後、同じ誤りを繰り返す事のないよう会計事務の適正な執行について、認識の徹底を行いました。

また、会計事務に不慣れな職員等に対しては、年度始め に担当チーフ等がチーム会を実施し、年度当初の誤りやす い事例等を紹介しながら適切な会計処理の指導・確認を担 当者全員に対して実施します。

さらに総務においても事業の進捗管理の点検・確認を行うなど、課全体で不適正な会計処理をチェックできる体制づくりを行い、今後の再発防止に努めます。

10 港湾・海岸課

(1) 指摘事項

アー収入事務

高知港の港湾施設であるリーチスタッカの平成24年度の使用料について、平成24年3月31日付けの使用者の減免申請を受けて、高知県港湾施設管理条例(昭和29年条例第53号。以下「港湾管理条例」という。)第6条別表第1で定める額を年度当初から減免する承認を5月7日になって行っていた。

これは、港湾施設管理条例に基づく使用料の減免を遡 及して行った不適正な事務処理である。

イ 支出事務

平成23年度高知県漁港関係事業補助金において、事業 着手後の7月1日に補助交付申請書を受理し、8月10日 付けで補助対象期間を5月27日からとする補助金交付決 定を行っていた。

これは、補助金の交付の申請について定めた補助金等 交付規則第3条及び平成23年度高知県漁港関係事業補助 金交付要綱第4条の規定に反する不適正な事務処理であ る。

(2) 原因又は理由

ア 収入事務

リーチスタッカの使用料の減免については、平成16年度から使用者からの申請に基づき適用していました。この事務手続は、港湾・海岸課で受付け、審査のうえ承認していましたが、平成24年度については、年度当初の事務繁忙のため減免申請の提出確認を失念していたものです。

イ 支出事務

平成23年度高知県漁港関係事業において実施された、 穴内漁港海岸保全施設整備事業については、平成22年度 から継続した事業であり、当該自治体と港湾・海岸課に おいて、工法や経費の積算等について協議を重ねていた ものです。

平成23年度補助金交付のうち国の補助分については、 平成23年4月25日に当該自治体が申請し、4月28日付け (5月17日県受付)で交付決定がされています。

通常であれば、国の補助申請時に県の補助金について も前後して補助金申請を行いますが、当該自治体がこれ を失念しており、港湾・海岸課においても申請手続指導 が徹底されておらず、結果として6月28日付け(7月1 日県受付)の受理となりました。

(3) 措置状況

ア 収入事務

今後は、使用者からの減免申請の窓口をこれまでの港湾・海岸課から、現場事務所の高知土木事務所経由とする、一般的な事務処理の流れとし、減免理由なども相互にチェックするなど適正な事務改善を行います。

また、全ての年間減免について、港湾・海岸課でリスト化し、年度末までに減免申請書の提出の有無について確認するように事務改善を行い、再発防止に努めます。

イ 支出事務

今後は、市町村担当者会等により、県の補助金事務の 取扱いの徹底を図るとともに、港湾・海岸課においても 国の補助申請と並行して県の補助金の受付、審査を行う こととしました。

また、市町村の補助事業については、年度当初に申請 時期、着工予定等について意思疎通を図り、事業の進捗 管理を徹底します。

第2 共通事項として検討を求められたもの

1 補助金事務について

本庁においては補助金事務に関する指摘事項及び注意事項が多いことから、補助金事務に関するマニュアルの作成や研修の実施、交付要綱の策定から補助金の確定まで各段階におけるチェックの徹底、補助事業者に対する条件や手続の周知など、補助金事務が適正に行われるよう全庁的な検討を求める。

検討内容

定期監査における補助金事務に関する指摘事項や注意事項 は、交付要綱の改正手続の遅れ、交付決定の遅れや変更手続 漏れ等、財政課合議時のチェックや会計管理課の審査時点で は防ぐことのできない内容であることから、補助金事務の適 正化を図るためには、所属におけるチェック体制や進捗管理 氉

等の強化が不可欠です。

このため、会計管理局で新たに作成した補助事業者や職員 向けの「補助金申請等のポイント」を活用するとともに、補 助金事務の各段階における定期監査等の指摘事例や留意点に ついての研修を充実させ、職員の知識の向上や組織としての チェック機能の強化を図り、適正な補助金事務につなげてい きます。

2 入札事務について

土木部など一部の所属においては入札事務に関する規程が 整備されているが、全庁的に見れば明文化された規定等の整 備は十分とはいえない状況であり、入札事務に不慣れな職員 も多いことから、全庁に適用される入札事務に関する規程の 整備や職員研修の実施など、入札事務が円滑に進むよう検討 を求める。

検討内容

会計事務の事務処理要領等をまとめた「会計事務ハンドブック」には、契約、入札事務の手続等も記載していますが、入札事務を行う際に活用できるよう、平成24年1月に作成した「会計事務のポイント」の中に具体的な事務の流れやチェックポイントを取りまとめ、各所属に配布しました。

今年度から、この「会計事務のポイント」を利用して、契 約や入札事務について基礎や実務の研修を行うとともに、監 査指摘等を踏まえ、部局単位で模擬入札の実施など、適正な 入札事務が行えるよう、創意工夫した研修を行っています。

今後とも、こうした実践に活かす研修をきめ細かに行って いくことで、職員の知識向上と入札事務の適性化に取り組ん でいきます。

3 回数券の活用について

回数券については、現在使用可能な交通機関が限定されているため、複数の所属で少額の回数券が保管されている実態が見られる。一所属では活用が困難なことから、全庁的な視点で活用に向けて検討を求める。

検討内容

高知市近郊を運行する電車、バスの回数券については、ICカード「ですか」の発行に伴い平成21年1月24日をもって販売が終了しています。既に発行済みの回数券については、現在でも使用可能ですが、使用できる交通機関がバスのみになっていること等もあり、販売終了から3年以上経過した現在でも複数の所属が回数券を保管している実能があります。

そうした所属の中には今後も回数券を利用できる旅行が少ない所属があることも考えられるため、今後、回数券を利用する見込みがない所属については、利用する見込みのある所属へ所属替えを行うなどの方法により所属で保管されている回数券を活用していきます。

24高教政第658号

平成24年10月25日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長

定期監査結果に基づく措置状況について

平成24年9月25日付け24高監報第7号で報告のありました定期 監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治 法第199条第12項の規定により通知します。

畜

(指摘事項)

機関名: 生涯学習課

1 指摘事項

平成23年度読書楽力検定委託業務について、予定価格が30 万円を超えているにもかかわらず、1者のみから見積書を徴 していた。

これは、予定価格が30万円を超える場合は2人以上の者から見積書を徴さなければならないと定めた高知県契約規則 (昭和39年規則第12号)第32条の規定に反する不適切な事務 処理である。

2 原因又は理由

当初は3者での競争見積を行っていたが、3者から提出された見積額が全て予算額を上回ったため、仕様書を変更して再度見積りを行うこととした。

本来であれば、再度3者から見積り書を徴すべきところを 誤って「競争見積りを行い予定価格に達しなかった場合」と 同様の取り扱いを行い、第1回目に最低価格であったA社の みから見積書を徴し、契約を行った。

3 今後の対応

指摘後、同様の不適正な事務処理を繰り返すことのないように、会計書類の差し戻し事例をリスト化して課内での情報 共有を図るとともに、会計管理局作成の「会計事務のポイント」を活用した課内研修を実施しました。

また、今後の事業執行にあたっては、担当職員を含めた複数職員が関係法令の確認を行いながら進めるとともに、会計事務研修等へも積極的に参加し、職員の資質向上を図っていきます。

機関名: 文化財課

1 指摘事項

平成23年度の高知城修繕業務は、予定価格が100万円を超 える契約であるにもかかわらず施行伺を作成していなかっ た。

これは、施行伺いについて定めた高知県会計事務処理要領 (平成19年4月1日付け19高会企第3号)第5章第1節の3 の規定に反する不適正な事務処理である。

3 原因又は理由

今回の高知城修繕業務は、小修繕業務ということで15節工

事請負費ではなく11節需用費での支出であり、業者の見積価格が1,197千円であった。

高知県会計事務処理要領(平成19年4月1日付け19高会企第3号)第5章第1節の3の規定によれば、需用費で施行伺を省略できるのは金額で100万円以下かつ競争入札によらない場合のみであり、工事請負費の施行伺が省略できるのは金額で250万円以下かつ競争入札によらない場合のみである。

今回の高知城修繕業務は、需用費かつ100万円以上の支出であったので、施行伺を作成しなければならないケースであるが、契約担当職員が工事請負費の施行伺を省略できる場合と混同し、作成を省略して契約事務を行ってしまった。

4 今後の対応

監査での指摘を受け、職員全員に具体的に会計規則等を示し指摘事項の内容を周知し、今後同様の誤りが発生しないように努めました。

また、「会計事務のポイント」を職員全員に配布し、常に 「会計事務のポイント」を見て事務処理を行い、適正な事務 処理を行うように注意喚起するとともに、決裁にあたる職員 も「会計事務の手引き」などを手元に置き適正な会計処理に 務めることとしました。

今後は積極的に会計研修に参加するなどにより資質向上を 図り、適正な会計処理に努めていきます。

> 会計発第281号 平成24年10月15日

高知県監査委員 様

高知県公安委員会委員長

平成24年度定期監査結果に対する措置について (通知)

平成24年9月25日付け24高監報第7号で報告のありました定期 監査の結果につきましては、別紙のとおり措置しましたので、地 方自治法第199条第12項の規定により通知します。

平成24年度定期監査結果に対する措置状況

監査結果に基づき講じた措置

監査報告の内容

【指摘事項に関するもの】

平成23年度交通信号機等保守業務委託及び交通信号機の 集中制御化等工事(23規制第64号)については、それぞれ 設計書で電球等の交換部品数や交通誘導員の所要人数を定 めていたが、実績の確認が不十分なまま当初の契約どおり 履行されたものとして完了検査を行い、委託料又は工事請 負費を支払っていた。

これは、検査職員は設計書その他関係書類に基づき給付の内容について検査を行わなければならないと定めた契約規則第52条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。

講じた措置

委託業務や工事請負契約の完了検査に当たっては、関係法 令等を遵守し、履行終了後、必要な書類を提出させ、契約 書、仕様書、設計書等の関係書類に基づき、当該給付の内容 について検査を行うなど、適正な事務処理に努めます。

なお、指導事項に対する具体的措置等については、別紙の とおりです。

別紙

平成24年度定期監査結果に対する措置について

1 監査報告の内容(指摘事項に関するもの)

平成23年度交通信号機等保守業務委託及び交通信号機の集中 制御化等工事(23規制第64号)については、それぞれ設計書で 電球等の交換部品数や交通誘導員の所要人数を定めていたが、 実績の確認が不十分なまま当初の契約どおり履行されたものと して完了検査を行い、委託料又は工事請負費を支払っていた。

これは、検査職員は設計書その他関係書類に基づき給付の内容について検査を行わなければならないと定めた契約規則第52条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。

- 2 不適正な事務処理の原因等
- (1) 平成23年度交通信号機等保守業務委託
 - ① 契約時における契約変更等に関する取り決め等が定められていなかった。
 - ② 業務に対する進捗状況の確認が実施場所の確認のみで数 量等の確認ができておらず不十分であった。
 - ③ 完了検査時に業者から提出された書面等を十分に確認しないまま検査を完了していた。

等にある。

- (2) 集中制御化等工事
- ① 誘導員の実績を報告させる契約になっていなかった。
- ② 業者は、交通誘導員を他の事業にも派遣していることか ら、当該工事のみの交通誘導員の実績を把握できなかっ た。

等にある。

- 3 指摘事項に対する措置
 - 今後の措置としては、契約書や仕様書等に、
 - 使用材料や交通誘導員の雇用実績等が証明できる資料の 提出の義務付け
 - 施工数量等の変更に伴う契約変更

について明記するとともに、進捗状況の確認等も含めて確実な 実績確認等適正な完了検査を行うこととする。

監查公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月15日

高知県監査委員 森田 英二

同	梶原	大介
同	坂本	千什
司	朝日	満ま

第1 監査の実施

平成24年度出先機関後期分68機関に対して定期監査を実施した。平成24年10月30日から平成25年1月16日まで委員監査を行い、23機関については、書面監査とした。

執行機関	対象機関	計
知事部局	総務部6、産業振興推進部2、商工労働部2、農業振興部2、株業振興・環境部3及び土木部4	19機関
教育委員会	県立学校36及びその他1	37機関
警察本部	警察署12	12機関
総計	68機関	

なお、監査を実施した機関及び監査年月日は、別表のとおり である。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、財務に関する事務の執行は、全般的には、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の表のとおり一部に不適正な執行が見られた。

なお、31機関については、指摘事項等はなかった。

(単位:件)

事務の区分	特別指 摘事項	指摘事 項	注意事項	検討事 項	計
収入事務	1	2	14		17
支出事務	1	3	14		18
契約事務		1	29	1	31
財産・物品管理			1	1	2
服務管理					
給与・旅費支給 事務		1	4		5

庶務関係事務			1		1
その他の事務			7		7
計	2	7	70	2	81
機関数	2 機関	6 機関	35機関	2 機関	37機関

注 「機関数」欄の計は、指摘等を受けた機関の実合計数で ある。

指摘事項及び注意事項は、全体で79件であり、前年度の70件から増加している。そのうち、指摘事項は、9件から7件に減少したものの、前年度はなかった特別指摘事項が2件認められ、注意事項も61件から70件に増加している。

また、事務区分別に見ると、特別指摘事項については収入 事務及び支出事務に係るものが各1件、指摘事項については 支出事務が3件、収入事務が2件、契約事務が1件及び給 与・旅費支給事務が1件となっている。注意事項では、契約 事務が29件と最も多く、次に支出事務及び収入事務がそれぞ れ14件となっている。

事務区分別の概要は、次のとおりである。

(1) 収入事務について

特別指摘事項の内容は、許認可事務に伴う一連の不適 正な事務処理により手数料の収入調定が著しく遅れてい たものであり、指摘事項は、許可申請書とこれに係る証 紙を金庫に放置していたもの及び証紙の確認誤りによる 収入調定漏れである。また、注意事項では、収入調定額 の誤り、現金出納簿の記帳漏れ及び繰替払の不適切な処 理が複数の所属で見られた。

(2) 支出事務について

特別指摘事項の内容は、前年度の監査において指摘していたにもかかわらず、電気料の支払遅延による遅収加算金の支出が生じていたものであり、指摘事項は、支払の相手方の誤り、不必要な土地使用料の支出及び電気料の遅収加算金の支出である。また、注意事項では、支払金額の誤り及び支出科目の誤りが複数の所属で見られた。

(3) 契約事務について

指摘事項の内容は、所有権のない者と土地等の売買契約を締結したものであり、注意事項では、暴力団排除措置等に係る契約書の不備及び建設工事の設計が不適切なものが複数の所属で見られた。

(4) 給与・旅費支給事務について

(金曜日) Ш

指摘事項の内容は、県立学校期限付講師の給料等の支 払が遅れたものであり、注意事項では、職員の時間外勤 務手当の支給誤りが複数の所属で見られた。

これらの指摘事項及び注意事項の多くは、担当職員の財務 会計事務に関する基本的な認識不足によるもののほか、法令 等に基づく事務処理等日常の事務執行に関する管理職員の指 導及び監督が不十分であったことによるものと認められる。 とりわけ、特別指摘事項の2件について、許認可事務に伴う 不適正な事務処理による収入事務の遅れは、日頃のチェック を始めとした組織としての指導及び管理体制が機能していな かったものであり、同じ所属で2年連続して電気料の遅収加 算金を支出したことは、監査の指摘事項に対する改善の取組 が十分でなかったと言わざるを得ない。

今後は、担当職員の法令遵守意識及び財務会計事務処理能 力の向上に一層取り組むとともに、管理職員及び出納員等に よる指導の徹底及びチェック体制の強化を図り、適正な執行 が確保されるよう強く求める。

また、検討事項として、使用頻度の低い県有自動車の有効 活用及び港湾施設使用料の徴収業務の委託単価の検討を求め たところであり、今後の速やかな対応を求める。

今回の監査の重点事項として、各出先機関において現金等 が適正に管理されているか、また、任意団体等の事務に係る 現金等が適正に管理されているかという視点から、現金等の 管理について監査を行ったところ、前述の指摘事項のとお り、金庫内に証紙等を放置したままにしていた事例が1件 あったが、その他の機関では、現金の管理の点では、おおむ ね適正に処理されていると認められる。ただし、金庫内に証 紙等が放置されていた事例のように、金庫内の整理整頓がで きていないこと並びに任意団体及び学校徴収金等の会計事務 の手続に関してその取扱いを定めた要綱及び通知に必ずしも 厳密に沿っていない面が複数の所属で散見されたので、金庫 の定期的な点検の励行並びに任意団体及び学校徴収金等の会 計事務の正確な執行に向けて、全庁に周知徹底するよう求め る。

2 特別指摘事項

特別指摘事項の対象機関及び具体的な内容は、次のとおり である。

(1) 高知東工業高等学校(支出事務)

早収期限が平成24年5月22日とされている同年4月分 の電気料643,650円の支払が遅れたため、同年6月に遅 収加算金19,200円を支払っていた。

これは、定例的な毎月の支払である電気料について、 支払時期を失したため、本来であれば支払う必要のない 遅収加算金を支払った不適正な事務処理である。

このことについては、前年度の監査において同様に遅

収加算金を支払った事案があり、指摘事項として改善を 求めたところであるが、学校事務室内に電気料の支払に 必要な支払証取出し日を明記し、朝の連絡会でも確認し て情報を共通認識していると措置状況を報告していたに もかかわらず、今回も同じ誤りを繰り返したものであ り、監査結果に対する改善の取組が十分でなく、極めて 遺憾である。

なお、県立学校における電気料の支払事務は、平成24 年10月分から総務事務センターが行っているが、その他 の事務においても、今回の事案の原因等を十分に検証 し、今後は二度とこのようなことがないよう厳正な取扱 いを強く求める。

(2) 宿毛警察署(収入事務)

平成24年3月から7月までの銃砲等許可申請を始めと する各種許認可事務において、収入証紙が添付され提出 された許可申請書を長期間放置し、又は不適正な事務処 理を行うなどにより、収入証紙への消印及び収入調定を 行っていなかった。

このため、91件の申請書のうち84件510,270円の手数 料を平成24年8月になって調定し、残り7件36,200円の 手数料を同年12月になって調定していた。

これは、証紙の納付の方法について定めた高知県収入 証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号。以下 「収入証紙条例施行規則」という。) 第3条第3項及び 証紙の調定について定めた高知県証紙収入事務取扱要領 (平成4年3月10日付け3出第255号。以下「証紙収入 事務取扱要領」という。) 4(1)の規定に反する極めて 不適正な事務処理である。

このことは、担当職員の許認可事務及び財務会計事務 に関する基本的な認識不足によるものとはいえ、組織と して指導及び管理ができていなかったことによるものと 言わざるを得ない。

今後は、二度とこのようなことがないよう厳正な取扱 いを強く求める。

3 指摘事項

指摘事項の対象機関及び具体的な内容は、次のとおりであ

(1) 安芸十木事務所(契約事務)

平成24年度桶ノ口谷川通常砂防工事に係る2件の土地 等の売買契約において、いずれも土地の所有権を持たな い者と契約を締結していたが、所有権の移転手続の際 に、法務局に誤りを指摘されて取り消していた。

これは、土地等の契約は、権利を有する者と契約しな ければならないと定めた高知県用地事務取扱要領(平成 2年6月30日付け十木部長通知)第56条の規定に反する

不適正な事務処理である。

(2) 中央東土木事務所(収入事務)

平成22年12月15日付けで屋外広告業者から提出された 広告物等許可申請書2部及び手数料11,000円の証紙につ いて、許可事務を行わず、消印及び収入調定も行わない まま金庫に入れて失念していた。

なお、同広告物に係る許認可については、平成23年5 月13日付けで提出された設置者名の申請書により、別 途、許可等の事務を行っていた。

これは、収入証紙条例施行規則第3条第3項及び証紙 収入事務取扱要領4(1)の規定に反する不適正な事務処 理である。

(3) 中芸高等学校(給与・旅費支給事務)

平成24年5月16日に支払うべき時間講師の同年4月分 の報酬並びに期限付講師の同年5月分の給料及び職員手 当を同月17日に支払っていた。

これは、賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて 支払わなければならないと定めた労働基準法(昭和22年 法律第49号) 第24条及び公立学校職員の給与の支給日に ついて定めた職員の給与の支給等に関する規則(昭和31 年高知県人事委員会規則第3号)第2条の規定に反する 不適正な事務処理である。

(4) 高知警察署(支出事務)

行政検視立会医師に対する謝礼金の支払先は、当該病 院内で行ったときと院外で行ったときとを区分し、それ ぞれ支払うことと定められていたが、平成24年7月分の 一部の謝礼金について、区分を誤り、正当でない債権者 に支払っていた。

これは、正当な債権者に対する支出の決定をしなけれ ばならないと定めた高知県会計規則(平成4年高知県規 則第2号) 第48条第1項の規定に反する不適正な事務処 理である。

(5) 香南警察署(支出事務)

早収期限が平成24年5月21日とされている同年4月分 の電気料210,688円の支払が遅れたため、同年6月に遅 収加算金6.286円を支払っていた。

これは、定例的な毎月の支払である電気料について、 支払時期を失したため本来であれば支払う必要のない遅 収加算金を支払った不適正な事務処理である。

なお、警察署における電気料の支払事務は、平成24年 10月分から総務事務センターが行っている。

(6) 中村警察署(収入事務及び支出事務)

ア 収入事務

平成24年5月分の風俗営業等許可申請手数料の収入 調定において、古物営業許可手数料19,000円が含まれ 斑

ているにもかかわらず、調定額から漏れていた。

これは、証紙収入事務取扱要領 4(1)の規定に反する不適正な事務処理である。

イ 支出事務

旧清水警察署において、平成23年4月1日付けで土 佐清水市と5か所の市有地を1年間借り受ける土地賃 貸借契約を締結していたが、そのうち1か所は、平成 23年3月末で閉鎖された職員住宅の駐車場であり、借 り上げる必要のない土地を含めて契約していた。その 後、この土地については、使用期間を同年9月末日ま でとする変更契約を行い、使用料28,682円を同年12月 に支払っていた。

更に、平成24年度において中村警察署と統合した後 も、変更契約を行わず、前年度と同額で支出負担行為 を行っていたが、平成24年11月になって支出負担行為 を取り消し、同年4月1日に遡って支出負担行為を行 い、契約書を締結していた。

これは、必要のない土地使用料を支出したものであり、地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。また、平成24年度においても、契約内容を見直すことなく安易に支出負担行為を行っており、支出負担行為の決議について定めた高知県会計規則の施行について(平成4年3月10日付け出納長、総務部長依命通達)第3の1(1)の規定に反する不適正な事務処理である。

以上、指摘を受けた機関においては、今後このようなことのないよう適正な事務の執行を強く求める。

4 注意事項

注意事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入事務
- ア 収入調定額を誤っていたもの
- イ 現金出納簿に、受領した金額を記帳していなかった もの
- ウ 生産物売払収入に伴う手数料等の繰替払の事務処理 を誤っていたもの
- (2) 支出事務
- ア 請求書の金額より少なく支払っていたもの
- イ 支出科目を誤っていたもの
- ウ 常時資金残高報告を誤っていたもの
- (3) 契約事務
- ア 契約書に暴力団の排除措置に関する条項がなかった もの
- イ 契約書に仕様書の添付がなかったもの
- ウ 建設工事の設計の積算が不適切なもの及び事前調査 が不十分なもの

(4) 財産・物品管理

行政財産の目的外使用許可の手続が遅れていたもの

(5) 給与・旅費支給事務

職員の時間外勤務手当の支給を誤っていたもの

(6) 庶務

勤務状況整理簿・時間外勤務等命令及び実績簿を作成 していなかったもの

- (7) その他の事務
- ア 支出個別表と証拠書類との照合確認を行っていな かったもの
- イ 建設工事の契約保証に関する保証書の管理及び契約 保証金の払出が不適切なもの

以上のような事項を始めとして、注意を受けた機関においては、今後、適正な事務処理を行うよう求める。

5 検討事項

検討事項の概要は、次のとおりである。

- (1) 稼働率の低い県有自動車の有効活用について 稼働率が極めて低い自動車について、必要性も含めて その有効活用について具体的な検討を求めるもの
- (2) 委託料の積算根拠について

港湾施設使用料徴収業務委託契約において、委託単価 について明確に規定することについて検討を求めるもの 以上の事項については、それぞれ該当する機関において事 務改善に向けた速やかな検討を求める。

別表

1 委員監査を実施した機関及び監査年月日

機関名	委員監査日	備考
東京事務所	平成24年11月8日	
安芸県税事務所	平成24年11月28日	
中央東県税事務所	平成24年11月28日	
中央西県税事務所	平成24年12月5日	
須崎県税事務所	平成24年11月27日	
幡多県税事務所	平成25年1月15日	指摘等なし
大阪事務所	平成24年11月7日	指摘等なし
名古屋事務所	平成24年11月7日	
海洋深層水研究所	平成24年11月28日	
中村高等技術学校	平成25年1月15日	指摘等なし
農業大学校	平成24年10月30日	
環境保全型畑作振興センタ	平成24年10月30日	指摘等なし
_		
安芸林業事務所	平成25年1月9日	指摘等なし
中央東林業事務所	平成24年12月5日	
幡多林業事務所	平成25年1月15日	指摘等なし

Later to the transfer of		
安芸土木事務所	平成25年1月9日	
中央東土木事務所	平成24年11月27日	
中央西土木事務所	平成24年11月20日	
幡多土木事務所	平成25年1月15日	
幡多青少年の家	平成25年1月16日	
室戸高等学校	平成24年11月28日	
高知農業高等学校	平成24年11月2日	
高知東高等学校	平成24年10月30日	
県立高知南中学校	平成24年10月30日	指摘等なし
高知南高等学校	平成24年10月30日	指摘等なし
高知工業高等学校	平成24年11月20日	指摘等なし
高知追手前高等学校	平成24年10月30日	指摘等なし
高知丸の内高等学校	平成24年11月20日	指摘等なし
高知小津高等学校	平成24年11月27日	指摘等なし
伊野商業高等学校	平成24年11月20日	指摘等なし
須崎高等学校	平成24年11月27日	
佐川高等学校	平成24年11月20日	指摘等なし
大方高等学校	平成25年1月15日	指摘等なし
県立中村中学校	平成25年1月16日	指摘等なし
中村高等学校	平成25年1月16日	
宿毛高等学校	平成25年1月16日	指摘等なし
清水高等学校	平成25年1月16日	
中村養護学校	平成25年1月15日	指摘等なし
高知警察署	平成24年12月5日	
高知南警察署	平成25年1月9日	指摘等なし
安芸警察署	平成24年11月28日	
いの警察署	平成25年1月9日	
土佐警察署	平成24年12月5日	
中村警察署	平成25年1月16日	
宿毛警察署	平成25年1月16日	

2 書面監査とした機関及び監査年月日

機関名	書面監査日	備考
中芸高等学校 県立安芸中学校 安芸高等学校 安芸裕ケ丘高等学校	平成25年2月15日 平成25年2月15日 平成25年2月15日 平成25年2月15日	指摘等なし 指摘等なし 指摘等なし
城山高等学校 山田高等学校	平成25年2月15日 平成25年2月15日	指摘等なし
嶺北高等学校 高知東工業高等学校 岡豊高等学校 高知北高等学校	平成25年2月15日 平成25年2月15日 平成25年2月15日 平成25年2月15日	指摘等なし

高岡高等学校	平成25年2月15日	指摘等なし	
高知海洋高等学校	平成25年2月15日	指摘等なし	
梼原高等学校	平成25年2月15日		
四万十高等学校	平成25年2月15日		
幡多農業高等学校	平成25年2月15日	指摘等なし	
山田養護学校	平成25年2月15日		
高知江の口養護学校	平成25年2月15日	指摘等なし	
日高養護学校	平成25年2月15日	指摘等なし	
室戸警察署	平成25年2月15日		
香南警察署	平成25年2月15日		
香美警察署	平成25年2月15日		
本山警察署	平成25年2月15日	指摘等なし	
佐川警察署	平成25年2月15日	指摘等なし	
		1	

監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月15日

 高知県監査委員
 森田
 英二

 同
 梶原
 大介

 同
 城本
 千代

 同
 朝日
 満夫

平 成 24 年 度

行政監査結果報告書

高知県監査委員

目 次

第	1	行政監査の趣旨 ・・・・・・・・・・・・20
第	2	監査の実施概要 ・・・・・・・・・・・・20
	1	監査のテーマ ・・・・・・・・・・・・・・・・20
	2	監査の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・20
	3	監査の主な着眼点 ・・・・・・・・・・・・20
	4	監査の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・20
	5	監査の実施方法 ・・・・・・・・・・・・・・21
	6	実施期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・21
第	3	監査の結果 ・・・・・・・・・・・・・21
	1	公用車の管理体制について ・・・・・・・・・21
	2	公用車の保有状況について ・・・・・・・・・・22
	3	公用車駐車場について ・・・・・・・・・・24
	4	公用車の維持管理について ・・・・・・・・・25
	5	公用車の使用状況について ・・・・・・・・25
	6	公用車の集中管理について ・・・・・・・・27
	7	自家用車の公務使用について ・・・・・・・29
	8	交通安全対策等について ・・・・・・・・・30
第	4	意見 ・・・・・・・・・・・・・・30
	1	本庁の公用車の拡充 ・・・・・・・・・31
	2	共用化の拡大 ・・・・・・・・・・・・31
	3	リース・レンタカーによる調達 ・・・・・・31
	4	保守点検の一元化 ・・・・・・・・・・31
	5	公用車予約システムの改善・・・・・・・・31

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、普通地方公共団体の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかどうかについて、監査を実施するものである。

本県においては、一般行政事務の中から特定の課題を選定してこの監査を実施しており、平成24年度は次のとおり実施した。

第2 監査の実施概要

1 監査のテーマ

公用車の使用及び管理について

2 監査の目的

本県では公務を迅速かつ効率的に遂行するため、本庁及び出先機関に多数の公用車が配置されていることから、使用が効率的、経済的に行われ、またその管理が適切に行われることが重要である。

そのため、公用車について、調達、維持・管理、使用の最適化に向けて監査を 実施した。

3 監査の主な着眼点

- (1) 公用車の使用が効果的に行われているか。
- (2) 公務上の必要性に対応できているか。
- (3) 公用車の適切な管理が行われているか。
- (4) 交通安全対策等が適切に行われているか。

4 監査の対象

(1) 対象機関

公安委員会及び教育委員会の県立学校を除く県の所属(県外事務所を除 く。)

(2) 対象車両

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定義された普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち次の車両(使用目的が特定される自動車等を除く。)

- 普通自動車のうち乗車定員10名以下の乗用自動車(以下「普通乗用車」 という。)
- 小型自動車のうち四輪乗用自動車(以下「小型乗用車」という。)
- ・ 小型自動車のうち四輪貨物自動車(以下「小型貨物車」という。)

账

足

- 軽自動車のうち四輪乗用自動車(以下「軽乗用車」という。)
- 軽自動車のうち四輪貨物自動車(以下「軽貨物車」という。)

(3) 対象期間

平成23年度

5 監査の実施方法

(1) 本庁・出先機関調査

ア アンケート調査

知事部局の本庁、教育委員会事務局(事務所を除く。)、議会事務局、各種委員会事務局及び公営企業局の本局(以下「本庁」という。)の105所属並びに知事部局の出先機関、教育委員会事務局の事務所、教育委員会の教育機関、公営企業局の事業所及び病院(以下「出先機関」という。)の75所属について、公用車の保有の状況等を調査した。

また、公用車を保有している本庁44所属、出先機関73所属については、稼働日数や年間走行距離などの使用状況、維持管理の状況等を調査した。

イ ヒアリング等

(ア) 公用車を使用する機関

上記アの調査結果から、本庁においては、公用車の保有台数の多い所属 や自家用車の使用が多い所属等10所属を選定し、公用車の使用等の現状に ついて個別に聞き取りを行った。

また、出先機関においては、安芸地域及び須崎地域の総合庁舎に所在する13所属並びに稼働率が低い3所属を選定して聞き取りを行った。

(イ) 公用車の管理を所管する機関

本庁における公用車の集中管理については管財課、自動車の運転及び管理、自家用車の公務使用などの規定及び交通安全等については行政管理課、自家用車使用の旅費、公用車の調達及び任意保険等については総務事務センター、公用車の配置及び更新に関する方針等については財政課に聞き取り等を行った。

(2) 他県調査

ア アンケート調査

公用車の集中管理の導入や調達方法及びリース・レンタカーの利用等に関して全国の状況を把握するため、本県を除く46都道府県にアンケート調査を実施し、42都道府県から回答を得た。

イ ヒアリング

公用車の管理及び調達等について実態を把握するため、公用車のリース化 に取り組んでいる先進県のうち、香川県を訪問して聞き取りを行った。

(3) 事業者調査

リース事業及びレンタカー事業について、店舗が高知市中心部に所在している事業者の中から2事業者に、リース・レンタカーの仕組及び契約方法等に関して聞き取りを行った。

6 実施期間

平成24年9月27日から平成25年2月15日まで

第3 監査の結果

1 公用車の管理体制について

(1) 現状

ア 管理規程

公用車の使用管理については、知事部局では、「高知県自動車の運転及び 管理規程(昭和36年12月高知県訓令第33号)」に規定されている。

また、知事部局以外では、「高知県自動車の運転及び管理規程」の規定の例によることとしている。

イ 配置及び更新基準

公用車の配置基準及び更新基準については、毎年度の予算編成時に財政課 から機動力配置基準方針が示されているが、実際は、基準を目安として車両 の老朽度合等個別の状況により判断し更新されている。

財政課から示された平成23年度機動力配置方針における配置基準及び更新 基準は、表1及び表2のとおりである。

表 1 配置基準(抜粋)

表 1 配置基準	(抜粋)	
所属機関		配車基準
具税事務所	中央東、中央西県税事務所	原則 課数×3台+1台
	その他事務所	原則 業務分担(課税、納税)×1台+1台
福祉保健所	所長·次長·総務	原則 1台/4人
	その他	原則 1台/3人
農業振興センター	農業振興	原則 1台/2人
	総務·企画·基盤整備	原則 1台/3人
	支所(農業改良)	原則 1台/2人
家畜保健衛生所	原則 1台/3人	
林業事務所	所長・次長・総務	原則 1台/4人
	振興課(間伐推進チーム含む)	原則 1台/2人
	森林土木課	原則 1台/3人(人員は支所を含む)
土木事務所	所長・次長・総務	原則 1台/4人
	用地	原則 1台/2人
	管理·技術	原則 1台/3人
	大捕獲車、レントゲン車及びパトローバ	
	場合は、各事務所間での配置の揺り動	
※計算上、小数点以	し下の端数が出た場合、小数点以下は]捨てとする。

21

恒

表 2 更新基準(抜粋)

				更新基準	
	Arz m	乗用	7年かつ6万km	または	9年
	軽四	貨物	6年かつ6万km	または	8年
小	2000cc	乗用	7年かつ11万km	または	11年
型	以下	貨物	7年かつ11万km	または	10年
普	2000cc	乗用	9年かつ11万km	または	11年
通	超	貨物	8年かつ11万km	または	10年
7	野犬拍	野犬捕獲車 7年		ナカナ原則しナ	スポ 本仁申△笠
その	レント	ゲン車	8~9年	─ 左記を原則とするが、老朽度─ を踏まえ、個別に判断する。	
他	作美	英車	7年	で踏まれ、個から	יש ל ומוניד-

※更新は上の基準を目安として行うが、充分使用可能なものについて、運用が一律とならないように留意する。

ウ 集中管理

各所属で保有・管理する自動車(以下「所属配置車」という。)とは別に、本庁各所属が貸出しを受けることができる自動車(以下「集中管理自動車」という。)30台が管財課に配置されている。平成19年度に自動車運転士の職種が廃止されたことから、現在は職員自らが運転する車両のみとなっている。

また、交通運輸政策課では、職員が幡多方面や安芸・室戸方面などへ鉄道で出張する際に、駅から公用車を利用できるようにするため、土佐くろしお 鉄道の4駅に公用車を配置している。平成23年度は、中村駅に6台、宿毛駅 に2台、安芸駅に1台、奈半利駅に1台の配置となっており、管理を土佐く ろしお鉄道株式会社に委託している。

他県の集中管理の状況は、特定業務で使用頻度が高い車両や補助金等により使途が制限されている車両を除く全ての公用車を集中管理の対象としている県が4県、一部の公用車のみを集中管理としている県は35都道府県、残り3県は集中管理を行っていなかった。

工 業務分担

(ア) 行政管理課

職員の自動車の運転及び管理についての規定の整備 交通事故の報告受理、安全運転管理の総括及び指導

(イ) 財政課

公用車の配置にかかる予算査定

(ウ) 総務事務センター

公用車の任意保険への加入事務 公用車調達にかかる入札等の事務 物品管理システムによる公用車の台帳管理

(工) 管財課

集中管理自動車の維持・管理

(才) 交通運輸政策課

土佐くろしお鉄道の4駅に配置された公用車の維持・管理

(カ) 本庁

公用車の購入にかかる予算要求 購入及び処分にかかる手続 所属配置車の維持・管理 安全対策の実施

(キ) 出先機関

所属配置車の維持・管理 安全対策の実施

(2) 課題

公用車の維持・管理などについては、車両を保有する所属に個別に任されている。特に、知事部局においては、定められた事務分掌に基づいて所管する課 それぞれで業務が行われていることから、より計画的、効率的に運用するため に必要となる全庁的な調整等が見えにくい現状にある。

2 公用車の保有状況について

(1) 現状

ア 対象車両

県全体の公用車の保有状況は、表3のとおりであり、平成24年3月31日現在、1,123台を保有している。知事部局は848台で全体の75.5パーセントを占めている。

このうち、今回の監査対象とした車両は、業務の内容が異なる公安委員会 や教育委員会の県立学校、県外に位置する事務所以外が保有する車両の中 で、車種としては普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車、軽乗用車、軽貨物 車とし、さらに、特定の用途に使用するもの及び指定管理者等に貸し付けて いるものを除いた公用車とした。

この結果、監査対象の公用車は、表4のとおり、平成24年3月31日現在759台であり、本庁に112台、出先機関に647台が配置されており、本庁の内訳は集中管理自動車が30台、所属配置車が82台となっている。

部局別に見ると、保有台数が多い順に土木部が221台 (29.1パーセント)、農業振興部が148台 (19.5パーセント)、健康政策部が84台 (11.1パーセント)となっている。

また、車種別に見ると、軽貨物車が502台 (66.1パーセント)、小型貨物車が94台 (12.4パーセント)、軽乗用車が90台 (11.9パーセント)の順となっている。

なお、ハイブリッド車は34台(4.5パーセント)、マニュアル車は254台 (33.5パーセント) であった。

表3 県全体の保有状況

(単位:台)

		普通自動』 使用途車を			自動車 途車を除)	車(普通	大型特 殊自動 車(建設	小型二		軽自	動車		小型特	被けん	
区分	貨物自動車	乗車定 員11名 以上の 乗動車	乗車定 員10名 以下自 動車 (※1)	四輪乗用自動車(※2)	四輪貨物自動車(※3)	自動車 及り 型車のう ち)	機械に 該当す るものを 除く)	輪自動車	二輪自動車	四輪乗用自動車(※4)	四輪貨物自動車 (※5)	特殊用 途自動 車	珠自動 車	引自動車	合計
知事部局	19	1	21	46	91	34	5	0	0	87	515	0	29	0	848
議会事務局	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
教育委員会	5	1	6	2	22	6	0	0	0	7	23	0	27	0	99
各種委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	3	14	4	2	39	0	21	9	41	3	0	0	18	154
公営企業局	0.	1	2	0	8	0	0	0	0	5	5	0	0	0	21
合 計	24	6	44	52	123	79	5	21	9	140	546	0	56	18	1,123

(注1)平成24年3月31日現在

(注2)公安委員会については、国から貸与された車両を除く。 (注3)※1が「普通乗用車」、※2が「小型乗用車」、※3が「小型貨物車」、※4が「軽乗用車」、※5が「軽貨物車」である。

表4 監査対象の公用車保有台数一覧

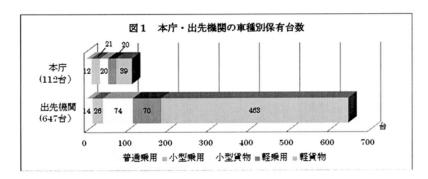
(単位:台)

		本庁·出先 機関別	普通 乗用	小型 乗用	小型 貨物	軽乗用	軽貨物	合計
	管財課 集中管理	本庁	7	15	2	5	1	30
	総務部	本庁	1	0	0	2	0	3
	(管財課除く)	出先	0	0	4	21	1	26
	危機管理部	本庁	0	1	0	0	1	2
	厄機官理部	出先	0	0	0	0	1	1
	健康政策部	本庁	0	0	1	0	2	3
	健康以東部	出先	0	5	4	29	43	81
	Life Act No. 24 Corp	本庁	0	1	1	2	1	5
	地域福祉部	出先	2	2	0	9	6	19
	文化生活部	本庁	0	0	0	0	2	2
知	又11.生活市	出先	0	2	0	0	0	2
事	産業振興推進部	本庁	0	0	0	0	0	0
部	医 来做典推進部	出先	0	2	3	0	56	61
局	ポニール MA カロ	本庁	0	1	0	4	3	8
	商工労働部	出先	0	0	3	1	7	11
	観光振興部	本庁	0	0	0	0	4	4
	帆兀俶央印	出先	0	0	0	0	3	3
	alls we have sub-day	本庁	0	0	5	0	3	8
	農業振興部	出先	1	0	33	1	105	140
	AL WE SEE ON THE LOS ON	本庁	1	1	1	4	9	16
	林業振興·環境部	出先	3	3	3	0	51	60
	A. Ye let the ye	本庁	0	0	1	0	5	6
	水産振興部	出先	1	0	1	0	11	13
	土木部	本庁	0	2	7	3	7	19

	出先	4	10	13	3	172	202
会計管理局	本庁	0	0	0	0	0	0
議会事務局	本庁	0	0	0	0	0	0
松水 季日人	本庁	2	0	0	0	1	3
教育委員会	出先	2	2	4	1	2	11
各種委員会	本庁	0	0	0	0	0	0
八份人世已	本庁	1	0	2	0	0	3
公営企業局	出先	1	0	6	5	5	17
	本庁	12	21	20	20	39	112
合計	出先	14	26	74	70	463	647
	合計	26	47	94	90	502	759
※集中管理自動車を除く	本庁(再掲)	5	6	18	15	38	82

(注1)平成24年3月31日現在

(注2)観光振興部の地域観光担当及び産業振興推進部の地域支援企画員等が使用する車両、中村駅等に配置している 車両については、出先機関分として計上している。(以下の表も同様とする。)



イ 経過年数

公用車の購入後の経過年数は、表5のとおりであり、経過年数の平均は全 体で7年、本庁は5年6カ月、出先機関は7年4カ月となっている。

経過年数別に見ると、3年未満の公用車が最も多く、250台(32.9パーセ ント)となっている。これは、平成21年度及び22年度に、地域活性化にかか る臨時交付金を活用して更新した193台が含まれているためである。

一方、7年以上経過した公用車は421台(55.5パーセント)あり、このう ち11年以上経過した公用車が137台(18.1パーセント)、さらにそのうちの 39台 (5.1パーセント) は15年以上経過している。

なお、最も古い車両は、農業大学校研修課の小型貨物車で25年経過してい

毎年の予算見積りに当たり、車両の更新については、経過年数で更新基準 を満たしている場合でも特別の事情がない限り更新を見送る場合がある、と いう方針が財政課から示されており、厳しい財政状況の中で公用車の更新に

ついては個別に判断されている。

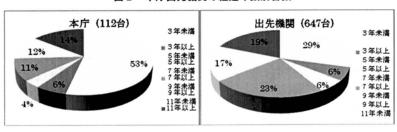
表5 経過年数

(単位:台)

5 経過牛数 .							(44	
	本 庁・出 先機関別	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 9年未満	9年以上 11年未満	11年以上	合計
管財課 集中管理	本庁	24	0	0	3	2	1	30
総務部	本庁	2	1	0	0	0	0	3
(管財課除く)	出先	7	0	0	4	5	10	26
Ez. 14% MAC VIIII AND	本庁	1	0	0	1	0	0	2
厄機官理部	出先	0	0	0	0	0	1	1
his size of hits for	本庁	1	0	0	0	2	0	3
	出先	28	0	0	22	10	21	81
	本庁	4	0	0	0	0	1	5
地球倫性部	出先	12	1	0	4	1	1	19
-to //_ 44- 3E- trp	本庁	0	0	0	2	0	0	2
文化生活部	出先	2	0	0	0	0	0	2
the Alle Lett Clin Life The Are	本庁	0	0	0	0	0	0	0
座 亲俶 典推 進 茚	出先	22	0	4	21	1	13	61
xtc == 234 864 tro	本庁	5	0	0	0	2	1	8
間上方側部	出先	4	1	0	1	1	4	11
Asia structure day stee	本庁	3	0	0	0	1	0	4
観光振異部	出先	1	1	0	0	0	1	3
農業振興部	本庁	3	1	0	0	1	3	8
	出先	40	7	11	25	26	31	140
林業振興·環境	本庁	6	2	0	1	3	4	16
部	出先	20	4	5	14	11	6	60
上文任即加	本庁	3	0	1	1	1	0	6
水座饭 與印	出先	6	3	1	2	1	0	13
-L	本庁	6	1	2	3	1	6	19
工不部	出先	35	16	15	55	53	28	202
会計管理局	本庁	0	0	0	0	0	0	0
会事務局	本庁	0	0	0	0	0	0	0
水手旦ム	本庁	2	1	0	0	0	0	3
再安貝云	出先	8	1	0	0	0	2	11
種委員会	本庁	0	0	0	0	0	0	0
学人学 尼	本庁	0	1	1	1	0	0	3
呂正栗同	出先	5	6	1	2	0	3	17
	本庁	60	7	4	12	13	16	112
合計	出先	190	40	37	150	109	121	647
	合計	250	47	41	162	122	137	759
集中管理自動車を除く	本庁(再掲)	36	7	4	9	11	15	82
	管財課集中管理 (管財課除く) 危機管理部 健康政策部 地域政策部 地域 在話異推進部 文化生振異衡部 観光囊聚興興。 表工方振興興。 大本、主計務員会 会事委員員会 資產產業 合計	* 本庁 出	本庁・出 接機関別 3年未満 管財課集中管理 本庁 24 総務部 (管財課除く) 地先 7 危機管理部 地先 0 健康政策部 本庁 1 出先 28 本庁 4 出先 立た 本庁 0 出先 12 文化生活部 本庁 0 出先 2 本庁 0 出先 22 本庁 3 出先 4 4 規光振興部 本庁 3 出先 40 本庁 3 出先 40 本庁 6 出先 40 本庁 3 出先 20 出先 6 出先 6 出先 6 出方 3 1 4 出先 6 出先 6 出方 0 本庁 0 公本月 0 本庁 0 出先 5 本庁 0 出先 5 <t< td=""><td>本庁 出 3年末演 3年末演 管財課集中管理 本庁 24 0 総務部(管理部 出先 7 0 危機管理部 出先 0 0 健康政策部 出先 0 0 地域福祉部 出先 28 0 地域福祉部 出先 12 1 文化生活部 出先 2 0 正方 0 0 0 工労働部 出先 2 0 本庁 0 0 0 大衛部 出先 4 1 現光襲興部 出先 4 1 大衛部 本庁 3 0 出先 40 7 本衛 6 2</td><td> 本庁・出</td><td> 本庁・田</td><td>本庁・出 失機関別 3年末満 5年末満 3年以上 7年末満 7年末満 7年以上 9年末満 9年末満 9年以上 11年末満 9年末満 11年末満 管財課集中管理 総務部 (管財課除く) 本庁 出先 石庁 24 0 0 3 2 総務部 (管財課除く) 本庁 出先 日地先 2 1 0 0 0 0 健康政策部 地域福祉部 本庁 出先 日地先 1 0 0 0 2 10 文化生活部 日光 日光 日光 日光 日光 本庁 12 1 0 0 0 0 0 産業援興推進部 商工労働部 日光 日光 日光 本庁 10 0<td>本庁・出 先機関別 3年未満 5年未満 5年以上 7年未満 7年以上 11年末満 11年以上 11年末満 11年以上 11年末満 11年以上 11年末満 11年以上 11年以上 11年末満 11年以上 11年以上 11年末満 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 110 0 7年以上 9年末満 11年以上 11年以上 110 0 7年以上 9年以上 11年以上 11年以上 110 0 11年以上 110 0 11年 110 0 11年 110 0 11年 110 0 11年 110 0 11年 110 0 11日 110 0 <th< td=""></th<></td></td></t<>	本庁 出 3年末演 3年末演 管財課集中管理 本庁 24 0 総務部(管理部 出先 7 0 危機管理部 出先 0 0 健康政策部 出先 0 0 地域福祉部 出先 28 0 地域福祉部 出先 12 1 文化生活部 出先 2 0 正方 0 0 0 工労働部 出先 2 0 本庁 0 0 0 大衛部 出先 4 1 現光襲興部 出先 4 1 大衛部 本庁 3 0 出先 40 7 本衛 6 2	本庁・出	本庁・田	本庁・出 失機関別 3年末満 5年末満 3年以上 7年末満 7年末満 7年以上 9年末満 9年末満 9年以上 11年末満 9年末満 11年末満 管財課集中管理 総務部 (管財課除く) 本庁 出先 石庁 24 0 0 3 2 総務部 (管財課除く) 本庁 出先 日地先 2 1 0 0 0 0 健康政策部 地域福祉部 本庁 出先 日地先 1 0 0 0 2 10 文化生活部 日光 日光 日光 日光 日光 本庁 12 1 0 0 0 0 0 産業援興推進部 商工労働部 日光 日光 日光 本庁 10 0 <td>本庁・出 先機関別 3年未満 5年未満 5年以上 7年未満 7年以上 11年末満 11年以上 11年末満 11年以上 11年末満 11年以上 11年末満 11年以上 11年以上 11年末満 11年以上 11年以上 11年末満 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 110 0 7年以上 9年末満 11年以上 11年以上 110 0 7年以上 9年以上 11年以上 11年以上 110 0 11年以上 110 0 11年 110 0 11年 110 0 11年 110 0 11年 110 0 11年 110 0 11日 110 0 <th< td=""></th<></td>	本庁・出 先機関別 3年未満 5年未満 5年以上 7年未満 7年以上 11年末満 11年以上 11年末満 11年以上 11年末満 11年以上 11年末満 11年以上 11年以上 11年末満 11年以上 11年以上 11年末満 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 11年以上 110 0 7年以上 9年末満 11年以上 11年以上 110 0 7年以上 9年以上 11年以上 11年以上 110 0 11年以上 110 0 11年 110 0 11年 110 0 11年 110 0 11年 110 0 11年 110 0 11日 110 0 11日 110 0 <th< td=""></th<>

(注)平成24年3月31日現在

図2 本庁出先機関の経過年数別台数



ウ 調達

本県では、公用車の調達は全て購入によるものであるが、他県調査によると、調達方法を購入のみに限定している県は22県(52.4パーセント)であり、リースを導入している県は18都道府県(42.9パーセント)であった。また、レンタカーを導入している県が7道県(16.7パーセント)あり、そのうち、年間を通じて借りている県が3県、特定の期間のみ借りている県は3道県、特別な用途のために借りている県は1県となっている。

導入の主な理由としては、購入予算の平準化、維持管理のアウトソーシン グ及び経費の節減であった。

このように、既に全国的にはリースやレンタカーにより公用車を調達している例が見受けられるが、本県ではこれらの調達方法について具体的な検討までには至っていない。

なお、社団法人リース事業協会が行ったリース需要動向調査(平成22年度)によると、回答のあった上場企業等1,775社の6割を超える企業が自動車リースを導入しているという調査結果が出ている。

(2) 課題

公用車759台のうち経過年数が7年以上の車両が421台あり、更新基準で見る と順次更新が必要となってくる。

また、地域活性化にかかる臨時交付金を活用して導入された193台が同時期 に更新を迎えることとなるので、本県の厳しい財政状況を考えると、計画的な 更新と多様な調達方法を検討する必要がある。

3 公用車駐車場について

(1) 現状

ア 本庁の状況

公用車の配置に当たっては、公務の迅速な執行のためにできれば庁舎内に 駐車場を確保することが望ましい。

しかしながら、本庁舎敷地は、史跡高知城跡として国により文化財に指定されており、立体駐車場など土地の掘削を伴う施設を設置する場合は、文化庁長官の許可が必要となっており、敷地の有効活用の面で大きな制約がある。

このため、本庁に配置されている公用車については、本庁舎の敷地を平面のまま利用せざるを得ない中で、職員、関係団体、出先機関用駐車場など他用途の駐車場との兼ね合いもあり、本庁舎、西庁舎、北庁舎及び永国寺ビルに分散して確保している状態にある。なお、教育委員会事務局に配置されている公用車3台のうち2台は、約1キロメートル離れた心の教育センターに

恒

駐車しており、まさに、本庁舎敷地は満杯状態と言ってよい。

本庁舎の周辺部には、保健衛生総合庁舎以外は、恒久的に駐車場として使用できる可能性のある県有地はなく、大きな財政負担を伴う民間駐車場の借上げも難しいと言わざるを得ない状況にある。

イ 出先機関の状況

各出先機関においては、基本的には公用車の駐車場は確保されている。

例えば、須崎総合庁舎及び須崎第二総合庁舎では、庁舎敷地に加えて隣接 私有地の借上げにより公用車駐車場を確保している。安芸総合庁舎では、新 総合庁舎を建設中であるが、完成後には駐車施設の建設により公用車駐車ス ペースが確保される予定である。

一方、高知市内にある中央東県税事務所では、庁舎敷地内に公用車全車を 駐車できるスペースを確保できないことから、8台中の2台を約700メート ル離れた教育センターに駐車している。

(2) 課題

本庁では、本庁舎の敷地が史跡高知城跡として文化財保護法の適用を受け、 土地の利用に制約があることから、駐車場の拡充は長年の懸案事項となってい る。

4 公用車の維持管理について

(1) 現状

公用車の維持管理に必要な経費としては、車検・定期点検費用(重量税、自 賠責保険料を含む。)、タイヤ・オイル等の消耗品費、修繕費、燃料費、駐車 場借上料、任意保険料がある。

このうち、任意保険については、県全体の1,123台から、公安委員会の車両と指定管理者等への貸付車を除く845台について、総務事務センターにおいて一括して契約しており、平成23年2月1日から1年間の保険料は8,397千円となっている。この一括契約により、保険加入事務や事故処理に係る事務が軽減されるとともに、公用車1台当たりの保険料は相対的に安くなっている。

一方、車検、定期点検及び修繕等については、それぞれの所属で車両ごとに 個別に実施しているのが現状である。

なお、他県では、公用車のリース導入を契機に、一括してメンテナンス契約 を締結することにより集中化及び外注化を図り、保守点検等発注作業にかかる 業務量や経費の削減効果が得られた事例があった。

(2) 課題

維持管理費のうち、任意保険料は入札による一括契約が実現しているが、車 検・定期点検等の保守点検は、それぞれの所属で個別に随意契約により行われ ており、一括契約によるスケールメリットや競争性が十分には発揮されていない。

5 公用車の使用状況について

(1) 現状

ア 稼働状況

(ア) 稼働率

年度途中の購入や処分等を除いた公用車726台について、開庁日数(平成23年度は244日)に対する公用車の使用日数の割合を稼働率として、その状況を見ると、表6のとおり、全体の稼働率の平均は68.2パーセントとなっている。

稼働率が50パーセント以上80パーセント未満の公用車が318台で最も多く、次に80パーセント以上が257台となっている。一方、20パーセント以上50パーセント未満は134台、20パーセント未満は17台となっており、全体の5台に1台は年間の半分も使用されていない状況である。なお、年に数日しか使用されていない公用車が2台もある。

また、集中管理自動車と所属配置車の別に見ると、集中管理自動車は、全て80パーセント以上となっている。一方、所属配置車は、本庁では50パーセント以上80パーセント未満が39台と最も多く、次に80パーセント以上が32台となっている。出先機関においても50パーセント以上80パーセント未満が279台と最も多く、80パーセント以上が197台となっている。稼働率が20パーセント未満の17台は、全て出先機関に配置されている車両である。

本庁、出先機関別に稼働率の平均を比較すると、本庁の80.0パーセントに対し、出先機関は66.1パーセントであった。本庁で見ると、集中管理自動車は102.0パーセント、所属配置車は72.5パーセントであった。

表6 稼働率

(単位:台、%)

	7 休 剛 平	本 庁・出 先機関別	20%未満	20%以上 50%未満	50%以上 80%未満	80%以上	合計	平均
	管財課 集中管理	本庁	0	0	0	28	28	102.0
	総務部	本庁	0	0	0	3	3	104.1
	(管財課除く)	出先	2	9	9	5	25	52.9
		本庁	0	0	2	0	2	71.9
知		出先	Ö	0	1	0	1	67.2
事部	his site of his ha	本庁	0	0	2	1	3	72.0
品	健康政策部	出先	3	15	41	20	79	63.9
/3	14 44 48 41 40	本庁	0	0	4	1	5	72.9
	地域福祉部	出先	0	0	7	12	19	86.3
	-t- (1 - 11 - 75 den	本庁	0	2	0	0	2	30.1
	文化生活部	出先	0	1	0	1	2	60.0

恒

the site see that the tree	本庁	0	0	0	0	0	-
産業振興推進部	出先	3	26	29	3	61	51.
商工労働部	本庁	0	0	1	7	8	82.
間工方側部	出先	0	4	4	3	11	63.
観光振興部	本庁	0	1	3	0	4	65.
帆兀狱英印	出先	0	3	0	0	3	39.
	本庁	0	0	2	6	8	83.
農業振興部	出先	3	19	56	60	138	70.
ALL WE LET CID YOU LOS AND	本庁	0	5	8	3	16	63.
林業振興·環境部	出先	3	22	26	3	54	53.
水産振興部	本庁	0	1	3	2	6	67.
	出先	0	0	3	9	12	82
L. de der	本庁	0	1	9	8	18	73
土木部	出先	2	17	95	71	185	71.
会計管理局	本庁	0	0	0	0	0	
会事務局	本庁	0	0	0	0	0	
**= ^	本庁	0	0	2	1	3	72
育委員会	出先	1	2	4	4	11	63
種委員会	本庁	0	0	0	0	0	
*	本庁	0	0	3	. 0	3	70
営企業局	出先	0	6	4	6	16	65
	本庁	0	10	39	60	109	80
合計	出先	17	124	279	197	617	66
	合計	17	134	318	257	726	68
集中管理自動車を除く	本庁(再掲)	0	10	39	32	81	72

(注1)平成23年度の途中に購入・処分等異動のあったものを除き、年間を通して保有していたものを集計していることから、表4の保有台数とは一致しない。

(注2)稼働率=年間稼働日数÷H23年度開庁日数(244日)とし、稼働日数には休日の稼働を含むため、稼働率が100パーセントを超える場合もある。

(イ) 稼働率が低い理由

稼働率が50パーセント未満の公用車について、稼働率の低い理由を調査したところ、車両に関するものとしては、「老朽化により使用しづらい」、「車体が大きく小回りが利かない」、「マニュアル車のため運転できる職員が限られている」などがあった。

業務内容に関するものとしては、「公用車を使用する業務が少なくなった」、「地域支援企画員の業務の特殊性から自家用車使用が多い」などがあった。

また、駐車場が離れており、使い勝手が悪いため、稼働率が極端に低い 事例が見られた。

イ 年間走行距離

年間走行距離は、表7のとおりである。年度途中の購入や処分等を除いた公用車の1台当たりの平均年間走行距離は10,195キロメートルであり、稼働1日当たりの平均走行距離は61キロメートルであった。

本庁と出先機関の平均年間走行距離を比較すると、本庁は13,358キロメートルであるのに対し、出先機関は9,636キロメートルであった。

また、集中管理自動車は19,947キロメートルであり、所属配置車の11,080

キロメートルと比較すると、2倍近い走行距離となっている。

# 7	/r: 00	未行跖離

1116	f.Ar	÷	4		km)	ı
 Table 1	IM.	ě.		•	KIII /	۰

200	TIMACITALA	本庁・ 出先機関別	2千km未満	2千km以上 1万km未満	1万km以上 2万km未満	2万km以上	合計	1台当たりの 年間走行 距離	稼働1日 当たりの 走行距
	管財課 集中管理	本庁	0	1	9	18	28	19,947	80
	総務部	本庁	0	0	3	0	3	11,956	47
	(管財課除く)	出先	2	21	2	0	25	5,784	45
	An Life Arte were shore	本庁	0	0	2	0	2	14,503	83
	危機管理部	出先	0	1	. 0	0	1	4,370	27
	hab rate and hate does	本庁	0	2	1	0	3	9,714	55
	健康政策部	出先	3	36	37	3	79	10,269	66
	Life Lab Arr A. I. shop	本庁	0	2	3	0	5	9,827	55
	地域福祉部	出先	0	6	11	2	19	12,556	60
	also the the last shop	本庁	0	2	0	0	2	4,979	68
	文化生活部	出先	0	2	0	0	2	5,243	36
知	the alle and oth attended the	本庁	0	0	0	0	0	0	0
事	産業振興推進部	出先	5	48	8	0	61	5,934	48
部	nte 224, 164, 4rg	本庁	0	4	4	0	8	9,672	48
局	商工労働部	出先	0	9	2	0	11	6,187	40
	AND NO AND SHOP	本庁	0	2	2	0	4	8,923	56
	観光振興部	出先	0	3	0	0	3	6,976	72
	農業振興部	本庁	0	2	5	1	8	13,220	65
		出先	6	78	51	3	138	9,515	55
	林業振興·環境部	本庁	0	6	8	2	16	12,765	82
	杯 美 俶舆·塚巩部	出先	2	. 26	25	1	54	11,056	85
	A sto let do to	本庁	0	1	5	0	6	12,577	77
	水産振興部	出先	0	2	7	3	12	15,445	76
	土木部	本庁	4	6	7	1	18	9,312	52
	工不部	出先	4	92	79	10	185	10,695	61
	会計管理局	本庁	0	0	0	0	0	0	0
議	会事務局	本庁	0	0	0	0	0	0	0
MI.	女子旦厶	本庁	0	0	3	0	3	13,880	79
教	育委員会	出先	1	5	5	0	11	10,179	66
各	種委員会	本庁	0	0	0	0	0	0	0
	* ^ * 0	本庁	0	1	2	0	3	12,201	71
2	営企業局	出先	3	9	4	0	16	6,200	39
		本庁	4	29	54	22	109	13,358	68
	合計	出先	26	338	231	22	617	9,636	60
L 51		合計	30	367	285	44	726	10,195	61
*	集中管理自動車を除く	本庁(再掲)	4	28	45	4	81	11,080	63
():	主)平成23年度の途中に	こ購入・処分等	異動のあっ	たものを除き	,年間を通	て保有して	いたものを集	は計している	ことから、

注)平成23年度の途中に購入・処分等異動のあったものを除き、年間を通して保有していたものを集計していることから表4の保有台数とは一致しない。

ウ 経過年数別稼働状況

経過年数による稼働状況は、表8のとおりである。

全体で見ると、経過年数が3年未満の公用車は稼働率の平均が76.8パーセントで、年間走行距離は12,888キロメートルに対して、経過年数が11年以上の公用車の稼働率の平均が53.3パーセントで、年間走行距離は6,047キロメートルとなっている。本庁、出先機関とも、経過年数とともに稼働率及び走行距離が逓減する傾向が見られる。

表8 経過年数別の段働率及び走行距離

		台数(台)		亚丝	1稼働率(%)	平均年	間走行距離	(km)
経過年数	本庁	出先	31	本庁	出先	計	本庁	出先	31
3年未満	57	169	226	87.4	73.3	76.8	15,012	12,171	12,888
3年以上5年未満	7	37	44	90.3	73.1	75.8	18,723	11,469	12,623
5年以上7年未満	4	37	41	73.3	69.3	69.7	14,606	10,517	10,916
7年以上9年未満	12	148	160	73.0	65.5	66.0	12,504	9,038	9,298
9年以上11年未満	13	106	119	72.9	67.7	68.3	10,967	9,748	9,881
11年以上	16	120	136	62.4	52.1	53.3	7,388	5,868	6,047
合計	109	617	726	80.0	66.1	68.2	13,358	9,636	10,195

(注)平成23年度の途中に購入・処分等異動のあったものを除き、年間を通して保有していたものを集計している。

(2) 課題

所属によっては業務内容や立地条件が異なるため、公用車の必要性を一律には判断できないが、年に半分も使用されていない公用車が全体の2割を超え、週に1回程度しか使用されていない公用車も17台あるなど、一部の公用車については十分に有効活用が図られていない。

出先機関においては、所属間の相互使用について検討する余地が残されていると思われる。

また、集中管理自動車は全て80パーセント以上稼働しているが、本庁の所属 配置車の中には稼働率が50パーセント未満の公用車が10台あるなど、さらなる 活用を図ることが課題となっている。

6 公用車の集中管理について

(1) 現状

ア 使用対象所属

集中管理自動車が使用可能な所属は、知事部局の本庁87課及び教育委員会 事務局11課、議会事務局、各種委員会5機関の計104所属となっている。

イ 使用状況

集中管理自動車の台数は、平成19年度以降30台で増減はなく、平成23年度 は99所属が使用しており、5所属では全く使用していなかった。

(ア) 使用回数

使用回数は、合計9,029回であり、開庁日1日当たり37回、1台当たり 1日に1.2回の頻度で使用されたことになる。

これを所属別に見ると、表9のとおり、全体のうち3,616回(40.1パーセント)を10所属が占めており、所属間で大きな偏りがあることがわかる

表 9 集中管理自動車の使用回数の多い所属

順位	所属区分	使用回数 (回)	開庁日総使用回数 (9,029 回) に占める割合 (%)
1	障害保健福祉課	912	10. 1
2	高齢者福祉課	497	5. 5
3	畜産振興課	373	4. 1
4	計画推進課	357	4. 0
5	合併・流通支援課	297	3. 3
6	幼保支援課	288	3. 2
7	地産地消・外商課	266	3. 0
8	医事薬務課	250	2. 8
9	文化・国際課	193	2. 1
10	工業振興課	183	2. 0
計	10所属	3, 616	40. 1
全体	99所属	9, 029	100. 0

(注) 平成23年度に集中管理自動車の使用回数が多かった10所属の年間使用回数を集計している。

(イ) 使用時間

使用時間は表10のとおり、全体で40,512時間であり、これを開庁日数と 30台で除した1日1台当たりの使用時間は5.5時間となる。

また、全体の使用時間のうち16,296時間(40.2パーセント)を10所属が 占める結果となっており、使用回数と同様に所属間で偏りが見られる。

なお、月別の1日1台当たりの平均使用時間は図3のとおり、最も多い11月で6時間11分、最も少ない3月で4時間29分となっており、月ごとの使用時間について大きな較差はない。

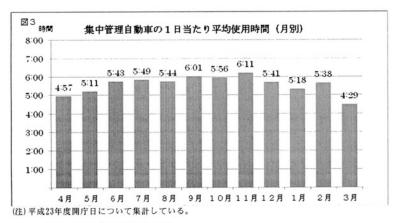
表10 集中管理自動車の使用時間の多い所属

20.0	WI HITHMIT OF WALL		
順位	所属区分	使用時間 (時間)	開庁日総使用時間 (40,512 時間) に占める割合 (%)
1	障害保健福祉課	2, 888	7. 1
2	高齢者福祉課	2, 314	5. 7
3	幼保支援課	1, 926	4. 8
4	計画推進課	1, 897	4. 7
5	合併・流通支援課	1, 617	4. 0
6	畜産振興課	1, 538	3. 8
7	医事薬務課	1, 129	2. 8
8	地産地消・外商課	1, 072	2. 6
9	会計管理課	1, 052	2. 6
10	生涯学習課	863	2. 1
計	10所属	16, 296	40. 2
全体	99所属	40, 512	100. 0

(注) 平成23年度に集中管理自動車の使用時間が多かった10所属の年間使用時間を集計している。

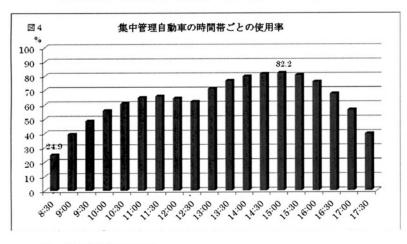
7

恒



(ウ) 時間帯ごとの使用率

図4は、使用された9,029回について、30台の集中管理自動車の使用記録簿から30分刻みの使用状況を集計し、時間帯ごとにグラフ化したものである。使用状況を見ると、ピークは15時で82.2パーセントの使用率となっており、集中管理自動車の稼働率の高さを裏付ける結果となっている。このことから、ピーク時には17.8パーセントの余裕しかなく、予約方法の工夫等を行っても稼働率の大幅なアップは厳しいものと考えられる。



ウ 公用車予約システム

(ア) 予約方法

集中管理自動車の予約は、基本的には優先車等を除く26台について、翌 月分を毎月20日の午前10時から、職員が各自のパソコンを使用し、使用目 的、使用人数、行先地名、出発時間・場所等を入力・送信することによ り、管財課に使用申込を行っている。

予約の受付は車両ごとで先着順となっており、毎月、受付開始後数分の うちに全ての予約受付が終了している状況である。

そのため、各所属では、開始時刻前から入力準備を行い、予約終了まで 申込作業を繰り返し行っている。しかしながら、前述のとおり、所属間の 使用回数には大きな偏りが生じる結果となっている。

アンケート調査によれば、64所属で予約作業に毎月平均1所属5.5人が 一人当たり20分以上を費やしており、業務に必要な車両の台数確保に苦労 する本庁各所属の様子がうかがえる。

また、ヒアリング調査では、可能な限り多くの公用車を確保した後に日程を調整している所属もあることが明らかになった。こうしたことも、予約競争の激化に拍車をかける一因になっている。

この予約システムは、平成11年度に運用を開始し、その後大幅な変更の ないまま現在に至っている。

なお、交通運輸政策課が土佐くろしお鉄道の4駅に配置した10台の公用 車についても、同じシステムにより予約が可能となっている。

(イ) 優先車等の取扱

集中管理自動車30台には、副知事、教育長の用務に使用するための優先 車が2台、介助の必要な同乗者がいる場合の福祉車両が1台及び故障、事 故等で他の車両が使用できない場合の予備車が1台配置されており、これ らの車両が使用されない場合は、前週又は当日の申込により一般使用が可 能となっている。

また、国の会計検査等の特定の用務については、毎月15日までに管財課 へ申込書を提出して先行予約することも可能となっている。

(ウ) 他県の状況

香川県の公用車予約システムは、公安委員会や企業局を除いて本庁だけでなく出先機関も含めて対象としており、その予約状況をリアルタイムで確認することができる。

また、公用車の予約に際しては、車種により使用人数や走行予定距離など使用基準を設けており、少人数や近隣への移動には軽自動車を使用するように定め、予約システムで励行を促す仕組みになっている。

なお、国費で購入した公用車は使途が制限される期間(耐用年数と同

00

뮸

じ。) 経過後、予約システム対象の共用車に編入しているが、本来の業務の使用に支障をきたすことのないように、優先して使用できる車両としている。

(2) 課題

ア 本庁における公用車不足

集中管理自動車は、その稼働状況から見てフルに使用されており、これ以上の稼働率の向上は困難である。加えて、予約申込が数分で終了するなどの実態から判断すれば、本庁の各所属が共用できる公用車が不足していることがうかがえる。

予約競争を緩和し、必要な公用車が確保できる体制の整備が必要である。

イ 公用車予約システム

公用車の予約が先着順であるため、予約競争の激化を助長している。

また、予約状況が半日単位で表示されることから、実質的に時間単位の申込や使用ができず、使用上のロスが生じることが懸念されることや、キャンセル待ちの仕組みがないため、予約がキャンセルされた車両や予定より早く使用が終了した車両については、その活用が十分になされていない。

7 自家用車の公務使用について

(1) 現状

自家用車の公務使用については、平成10年10月13日付け10人第297号総務部 長通知「自家用車の公務使用について」において、公務の能率的執行を図るために機動力の使用が必要な場合で、県有車が使用できない等のやむを得ない事情がある場合に、例外的に認められている。

平成23年度における自家用車のみを使用した公署発着の旅行命令は表11のとおりであり、全体で旅行命令件数は8,496件、旅費額は19,038千円であった。このうち、教育委員会が4,578件、8,435千円で、件数及び旅費額ともに最も多く、全体の約半分を占めている。

表11 自家用車使用旅行命令(公署発着)の状況

(単位:件、円)

		本 庁・出 先 機 関別	公署発着 旅行命令件数	旅費額	
	60. The dep	本庁	99	360,818	
	総務部	出先	12	49,735	
ı	危機管理部	本庁	35	116,348	
知		出先	28	83,25	
事部	健康政策部	本庁	94	191,922	
部	延康以東部	出先	181	286,404	
局	Ade Act ANY ALL ANY	本庁	90	265,553	
	地域福祉部	出先	334	712,762	
	文化生活部	本庁	56	192,299	
	文化生活部	出先	17	37,90	

200 Me 401 Bit 444 Me 449	本庁	97	408,23
産業振興推進部	出先	275	985,10
** ** NA MA ***	本庁	142	596,15
商工労働部	出先	245	684,02
AND ALL AND STREET	本庁	28	158,83
観光振興部	出先	53	285,79
dh alle let tilb der	本庁	571	1,176,87
農業振興部	出先	428	1,145,06
A.L. wife dest ette ett ude den	本庁	70	284,57
林業振興·環境部	出先	15	33,98
i. We let the tra	本庁	32	140,73
水産振興部	出先	160	658,99
1 -1- 40	本庁	93	366,15
土木部	出先	113	634,23
A 41 M m E	本庁	9	27,55
会計管理局	出先	118	91,14
議会事務局	本庁	7	35,55
****	本庁	2,020	4,488,44
教育委員会	出先	2,558	3,946,26
各種委員会	本庁	111	161,73
八份 久 类 艮	本庁	307	196,06
公営企業局	出先	98	235,82
	本庁	3,861	9,167,8
合計	出先	4,635	9,870,49
	合計	8,496	19,038,35

(注1)旅費額には、1km当たり29円の車賃を計上している。(以下の表も同様とする)

(注2)会計専門員、地域支援企画員及び派遣職員等で勤務地が本庁以外となっている職員の旅行について は、本庁分には含めず出先機関としている。

(注3)公共交通機関と併用したものを除き、自家用車のみ使用したものを計上している。

本庁における自家用車を使用した公署発着の旅行命令は、公用車予約システムの対象外である公営企業局を除く89所属で3,554件、旅費額は8,972千円であった。

月別に見ると、表12のとおり、1日当たり最低が4月の11.3件、最高が10月の18.4件であり、時期により増減に幅があるものの1日当たり平均14.6件の公務使用が発生しており、年間を通じて自家用車が恒常的に使用されている。

表12 本庁における公署発着の自家用車公務使用状況

2011	(10) 1/1/1 (10) 0 m g /0 m · p //// 1 m o/ o/ o/ o/ o												
月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	21
開庁日数(日)	20	19	22	20	23	20	20	20	19	19	21	21	244
旅行命令(件)	225	293	382	340	329	247	368	324	242	240	323	241	3,554
走行距離(km)	21,416	20,432	33,734	27,338	25,042	22,754	30,451	29,110	24,101	21,618	29,647	25,232	310,875
旅費額(円)	618,425	589,164	973,559	788,510	722,158	656,705	878,410	840,362	696,116	623,993	855,674	728,712	8,971,788
1日あたりの 件数(件)	11.3	15.4	17.4	17.0	14.3	12.4	18.4	16.2	12.7	12.6	15.4	11.5	14.6

(注)1日あたりの件数は、旅行命令件数を開庁日数で除して算出している。

(2) 課題

本庁において、年間を通じて1日当たり平均14.6台の自家用車が公務に使用されていることは、その台数分、公用車が不足しているということになる。

恒

この公用車不足を解消するためには、まず、稼働率が高く全庁的に利用しや すい集中管理自動車を増車するなど共用化の拡充が必要であると思われる。

その増車の手立てとしては、新たな車両の調達だけでなく、稼働率が低い所 属配置車の活用も考えられる。

ちなみに、本庁の所属配置車81台のうち、国庫補助事業による購入のため使用制限がある車両17台、公営企業局に配置されている車両3台を除いて、稼働率が既に80パーセント以上の車両が27台あり、残りの34台は稼働率が平均60.7パーセントにとどまっている。仮にこの34台を共用化により、少なくとも稼働率80パーセントまで活用できれば、台数に換算して6.6台分が実質増車と同じ効果を生む計算となる。

なお、新たに増車するために必要な財源としては、自家用車の公務使用に係る旅費が不要となることから、これを充当することが可能と考えられる。

8 交通安全対策等について

(1) 現状

ア 法定点検の実施状況

道路運送車両法第48条において、自動車の不具合による事故の防止や環境 保全を図るため、自動車の定期点検整備の実施が義務付けられている。

アンケート結果によると、本庁16所属及び出先機関29所属において、12ヵ 月点検整備を実施していなかった車両が29台、小型貨物車の6ヵ月点検整備 を実施していなかった車両が47台あった。

実施していなかった理由は、小型貨物車の6ヵ月点検整備については、ほとんどの所属が「実施しなければならないことを知らなかった」を挙げており、12ヵ月点検整備については、「受検することを忘れていた」「予算の計上が漏れていた」などであった。

イ 安全運転管理者

一定台数以上の自動車を使用する者は、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるため、その使用の本拠ごとに安全運転管理者とそれを補助する副安全運転管理者を選任し、事業所等における安全運転管理の責任の明確化と、交通事故防止の体制の確立を図ることが、道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定されている。

安全運転管理者は、乗車定員が11人以上の自動車にあっては1台、その他の自動車にあっては5台以上を使用する所属で選任が必要であり、本庁では4所属、出先機関では支所も含め40所属が該当する。そのうち、調査時点では本庁の1所属で選任漏れとなっていたが、その後選任して公安委員会への届出を行っている。

また、副安全運転管理者の選任が必要な、自動車を20台以上使用している 所属は、本庁で1所属、出先機関で6所属であったが、全てにおいて適正に 選任されていた。

安全運転管理者の業務について、ヒアリングを行ったところ、安全運転管理者が受講した講習会の資料を回覧し、職員に周知することで安全運転指導の取組としている所属が多かったが、独自に「セーフティロード103(土佐)」(無事故無違反運転の取組)を全職員で実施している事例もあった。

ウ 交通安全対策の取組

最も公用車の保有台数が多い知事部局において、行政管理課に報告のあった交通事故件数は表13のとおりとなっている。平成23年度の事故は公用車が39件、自家用車が4件であり、公用車による事故は前年度と比較するとわずかに減少している。

平成22年度に交通事故が多発したため、行政管理課では、その縮減に向け、県が公用車の任意保険を契約している保険会社との間で「公用車事故減少プロジェクト」協定を締結し、保険会社による公用車へのカメラ付き車載機器の設置、運転状況のデータ収集と分析、過去5年間の公用車による事故の形態の分析、事故防止に向けたオリジナルテキストの作成等を実施している。

また、平成23年度には、職員を対象とした事故の減少に向けた講習会を保険会社の協力を得て開催し、152所属から237名が参加している。

表13 交通事故報告件数(知事部局)

(単位:件)

	AND TO SERVICE OF THE SECTION OF THE									
	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
区分	公用車	自家用車	公用車	自家用車	公用車	自家用車	公用車	自家用車	公用車	自家用車
件数	38	4	27	2	31	2	41	6	39	4

(注) 自家用車については、公務使用中において発生したものである。

(2) 課題

率先して法令を遵守すべき立場にある行政において、定期点検整備の未実施や安全運転管理者の選任漏れがあったことは問題であり、今後一層の法令遵守の取組が必要と思われる。

また、公用車による事故の分析を行い、テキストを作成し、事故防止に向けた講習会等を行っているが、事故発生件数から見ると、その効果はまだ十分に現れている状況とはいえない。講習会等の実施状況を定期的に確認するとともに、指導の徹底を図る必要がある。

第4 意見

账

足

恒

今回の監査において、各監査対象機関の公用車が機のは適切に使用及び管理されていることが確認できた。

公用車の確保は、東西に長く面積が広いうえに公共交通機関の乏しい本県において、県民や地域と協働して取組む産業振興、中山間対策、高齢者対策など、県行政の様々な施策を機動的に進める上で、重要な課題である。

また、公用車は県の重要物品であり、購入や維持管理には多大な経費を要しており、より一層の効率的な使用及び適正な管理を行う必要がある。そのためには、適切な配置、利用方法の改善、安全対策、調達方法といった課題への対策が全体最適の視点で、きめ細やかに、かつ継続的に実施されなければならない。

この観点で、今回の監査で確認された課題を踏まえ、検討すべき事項について次 のとおり意見を述べる。

1 本庁の公用車の拡充

本庁における自家用車の公務使用の縮減を図るため、公用車の増車を検討されたい。

その検討に当たっては、周辺部も含めた土地利用のあり方を見据えた駐車スペースの確保を念頭に、3のリースやレンタカーによる新たな調達方法や2の共用化の拡大による実質的な増車を考慮した必要台数の確保という視点なども踏まえ、幅広い観点からの具体的な対応策を示されたい。

2 共用化の拡大

本庁においては、稼働率の低い所属配置車の見直しも行いながら、集中管理 自動車の拡充など、共用化の拡大を図ることを検討されたい。

出先機関においても、部局間のばらつきを解消するため、総合庁舎などの単位で、所属配置車を相互に使用できる仕組みを検討されたい。

3 リース・レンタカーによる調達

購入費や保守管理に要する経費の削減効果もあるといわれるリースの導入に ついて検討されたい。

また、駐車スペース問題の緩和や一時的に必要となる会計検査の対応などにも大いに有効であると見込まれるレンタカーの活用についても検討されたい。

4 保守点検の一元化

経費の削減効果及び事務の効率化が見込まれることや、定期点検整備の確実な実施に資することから、既に一括して契約されている任意保険のように、定期的な点検についても、個々の車両ごとに実施する方法から、本庁や総合庁舎

の単位で一括して行う契約方法への変更を検討されたい。

5 公用車予約システムの改善

予約業務自体に多くの労力が必要となっている現システムについては、先着順ではなく所属間の均衡が保たれる予約方法の導入、半日単位ではなく時間単位の予約状況の反映やキャンセル待ちの導入などについて改善するよう検討を求める。

また、将来的には、出先機関の公用車も管理できる予約システムの構築についても検討されたい。

最後に、以上の検討に合わせて、公用車の一層の効率的な使用の促進を図るために、現状のような所属単位の取組ではなく、公用車の配置、維持・管理、運用面を一元的に所管し、事務改善を推進するセクションを明確にして、適切な対応がなされることを期待する。